

台湾原住民族の「狩猟者像」の構築と変容

—1945年から2009年までの狩猟政策の分析から—

胡 忠正

総合研究大学院大学 文化科学研究科 地域文化学専攻

要 旨

本稿の目的は、1945年から2009年までの第二次世界大戦後の台湾における原住民族の狩猟をめぐる法律や司法判決の変遷を分析し、国家が法制度を通じて構築した原住民族の「狩猟者像」の変容過程と、それが文化実践に及ぼした影響を明らかにすることである。

本稿は、原住民族の法的地位が「特殊化→脱特殊化→再特殊化」へと変遷してきたという分析枠組みに基づき、法律の条文、司法判決、行政文書の内容を分析する。その結果、法令や判決が規定した「狩猟者像」が3つの時期を経て変容してきたことを明らかにする。すなわち、第一期（1945–1971年）では、国共内戦後の治安維持と山地統治を背景に「治安維持者」として位置付けられ、第二期（1972–1993年）では、国際的孤立と経済発展、環境保護の国際潮流を背景に「環境破壊者」へと再定義され、第三期（1994–2009年）では、民主化と多文化主義、国際人権規範の導入を背景とする「自然資源管理者」へと再定義された。本稿は、施政者が理想化したそれぞれの時期における「狩猟者像」が、原住民族の法的地位や社会的な位置付けを反映したものであったことを考察する。

本稿の核心的な論点は、第一期と第三期における2つの「特殊化」の質的差異にある。前者が原住民族を「管理すべき客体」として扱った権威主義的選別であったのに対し、後者は彼らを「権利を持つ主体」として承認する形式をとった。しかし重要なのは、この「再特殊化」もまた、国家および学界・動物保護団体などが定義する「望ましい狩猟文化」の枠内に狩猟実践を適合させようとする、新たな文化の制度的管理として機能しているという点である。

こうした構造的矛盾は、「原住民族基本法」制定後の2005年から2009年にかけての年平均摘発件数が、基本法制定前（1990–2004年）と比較して顕著に増加したという逆説的事実に象徴される。すなわち、「銃砲条例」違反（計504件）は約4倍、「野生動物保護法」違反（計136件）は約6倍にそれぞれ増加した。

本稿は、こうした構造的乖離を明らかにし、多文化主義政策の限界を理論的に解明する。これにより、台湾の事例が現代国家による文化の制度化の一般的メカニズムを示す重要な理論的貢献となるだろう。

キーワード：狩猟者像、台湾原住民族、狩猟活動、狩猟政策

The Construction and Transformation of the “Hunter Image” among Taiwan’s Indigenous Peoples: An Analysis of Hunting Policies from 1945 to 2009

HU Chung Cheng

Department of Regional Studies,
School of Cultural and Social Studies,
The Graduate University for Advanced Studies, SOKENDAI

Summary

The purposes of this study are to analyze the evolution of laws and judicial decisions governing indigenous hunting practices in post-World War II Taiwan from 1945 to 2009 and to elucidate the transformation process of “hunter images” that the state sought to construct through legal institutions and their impact on cultural practices.

This paper analyzes the content of legal provisions, judicial decisions, and administrative documents based on an analytical framework that traces the transformation of the legal status of indigenous peoples through three phases: specialization, de-specialization, re-specialization. The analysis reveals how the “hunter image” prescribed by laws and court decisions evolved across three distinct periods. Specifically, in the first period (1945–1971), against the backdrop of post-civil war security maintenance and mountain governance, indigenous hunters were positioned as “security maintainers.” In the second period (1972–1993), amid international isolation, economic development, and the global environmental protection movement, they were redefined as “environmental destroyers.” In the third period (1994–2009), with democratization, multiculturalism, and the introduction of international human rights norms, they were further redefined as “natural resource managers.” This paper examines how the idealized “hunter image” constructed by governing authorities in each period reflected the legal status and social positioning of indigenous peoples.

The central argument concerns the qualitative distinction between the two forms of specialization in the first and third periods. While the former treated indigenous peoples as objects to be governed through authoritarian selection, the latter adopted a form that recognized them as rights-holding subjects. However, crucially, this re-specialization also functions as a new form of institutional cultural governance, attempting to confine hunting practices within the framework of desirable hunting culture as defined by the state, academia, and animal protection organizations.

This structural contradiction is exemplified by the paradoxical fact that during 2005–2009 following the enactment of the Indigenous Peoples Basic Law, the annual average number of prosecutions for violations of the Guns and Ammunition Control Act (504 cases) and the Wildlife Conservation Act (136 cases) increased compared to the pre-enactment period (1990–2004), with the former increasing approximately 4-fold and the latter approximately 6-fold.

This study elucidates this structural disjuncture and theoretically demonstrates the limitations of multiculturalism policies. Through this analysis, the Taiwan case provides an important theoretical contribution by revealing the general mechanisms of cultural institutionalization by modern states.

Key words: hunter image, Taiwan indigenous peoples, hunting activities, hunting policies

- | | |
|---|--|
| 1. 緒論 | 3.2.1 環境保護政策の展開 |
| 1.1 目的と背景 | 3.2.2 狩獵活動に対する法規制の強化期 |
| 1.2 先行研究と問題の所在 | 3.3 民主化と文化権としての再評価期 (1994–2009年) |
| 1.3 研究方法と資料 | 3.3.1 多文化主義政策下の法改正 |
| 1.3.1 資料収集 | 3.3.2 「原住民族基本法 (2005年)」の制度 と既存法との矛盾 |
| 1.3.2 分析方法 | 3.3.3 狩獵関連法規の緩和期 |
| 2. 戦後台湾における原住民族政策 | 4. 考察：狩獵者像の構築とその文化の意味 |
| 2.1 戦後台湾の原住民族政策の大枠 | 4.1 狩獵者像の歴史の変遷 |
| 2.1.1 1945年から1971年にかけての政權交代と原住民族政策の初期動向 | 4.1.1 戦後初期の「治安維持者」としての狩獵者像 |
| 2.1.2 1972年から1993年にかけての制度的同化と文化的周縁化の時代 | 4.1.2 規制強化期の「環境破壊者」としての狩獵者像 |
| 2.1.3 1994年から2009年にかけての権利承認と制度構築の時代 | 4.1.3 再評価期の「自然資源管理者」としての狩獵者像 |
| 3. 狩獵関連法規の変遷と狩獵活動の規制 | 4.2 制度における「望ましい狩獵者像」の形成と批判 |
| 3.1 狩獵を規制する法規の構築 (1945–1971年) | 5. 結論 |
| 3.1.1 戦後初期における関連法規の導入 | |
| 3.1.2 狩獵活動の管理開始期 | |
| 3.2 環境保護と法規制の強化 (1972–1993年) | |

1. 緒論

1.1 目的と背景

本稿の目的は、1945年から2009年までの台湾原住民族の狩獵活動に関連する諸法規の変遷を分析し、あわせて法律から読み取れる原住民族の「狩獵者像」を時代的な背景とともに明らかにすることである。さらに、国家によって構築された狩獵者像が法制度を通してどのように正当化され、原住民族の文化的アイデンティティと狩獵実践にいかなる影響を及ぼしたのかを考察する。

台湾原住民族にとって、狩獵活動は単なる生存手段ではなく、伝統的な生態知識と狩獵規範に基づく社会制度の一環として位置付けられる。この点について、ブヌン (原文: *Bunun*¹⁾) 族の狩獵文化を研究した呉培華 (2005)、ツォウ (原

文: *Tsou*) 族の狩獵者でもある学者の浦忠勇 (2018) らが詳細に論じている。特筆すべきは、狩獵活動が「狩獵者、霊/祖霊、自然環境」の3者関係に支えられた信仰体系と密接に結びついている点である。この信仰体系の中では、狩獵に関連する禁忌が規範として機能し、獵場の管理や狩獵集団の組織にも影響を及ぼしている。さらに、獣肉の贈与を通じた社会関係の維持や文化的アイデンティティの形成とも密接に関連している (馬淵 1974: 159–166)。

こうした文化的実践としての狩獵活動は、歴史的に外部権力による規制の対象とされてきた。特に戦後の台湾においては、治安維持、環境保護、多文化主義といった異なる政策理念のもとで、狩獵活動に対する法的規制が段階的に変化してきた。2015年末に発生したブヌン族の狩獵違反

事件 (*Talum*事件²⁾) は、原住民族の伝統的な狩猟活動と現行法制度との間に横たわる矛盾を改めて浮き彫りにし、こうした法規制の分析の必要性を示した。

本稿では、台湾原住民族の行う狩猟活動の従事者を「狩猟者」と呼び、それ以外の猟師と区別する。この区別は、両者の実践が有する文化的・社会的文脈の相違を認識するためのものである。ただし、この「狩猟者」という概念自体が、いかに構築されてきたのかについては、後述する。

この問題意識のもと、本稿は以下の分析枠組みを採用する。第二次世界大戦後の原住民族行政について、高德義 (2020: 189-190) は「特殊化→一般化→特殊化」という変遷を示している。本稿は、高のこの枠組みを狩猟者の法的地位に適用しつつ、各時期の「特殊化」の質的差異に着目する。すなわち、第一期 (1945-1971年) の特殊化が、国家が治安維持の必要から原住民族を「管理・統制すべき客体」として扱った権威主義的選別であったのに対し、第三期 (1994-2009年) の「再特殊化」は、民主化と多文化主義を背景に彼らを「固有の文化的権利を持つ主体」として承認しようとする権利論に基づいた選別である。

しかし、留意すべきは、第三期の権利承認が実質的には限定的な枠組みの中での条件付き許可として機能しているという問題点である。本稿は、高のマクロ政策の枠組みを、狩猟活動というミクロ実践の場における「狩猟者像」の構築と変容の分析に応用することで、制度化された文化承認の構造的限界を明らかにする。

1.2 先行研究と問題の所在

(1) 台湾原住民族の狩猟活動

台湾における原住民族の狩猟活動に関する研究は、主に以下の2つの方向で発展してきた。

① 狩猟文化と狩猟者に関する研究

台湾における狩猟文化の研究は、原住民族の伝統的生業としての狩猟活動がどのように変遷

し、現代に適応しているのかを明らかにすることを目的としてきた。特に、1990年代以降、狩猟活動は文化的象徴や民族集団への帰属意識の維持手段として捉えられるようになった。

梁秀芸 (1996) は、タロコ族 (原文: *Truku*) における狩猟文化の変遷を考察し、社会および経済の変化に伴い、狩猟が生計手段から経済的要因や農業保護のための活動へと移行したことを指摘している。さらに、梁の研究は国家公園³⁾における狩猟規制の影響を分析し、生態保護⁴⁾と文化的権利のバランスを取る必要性を強調している。

呉 (2005) は、従来の狩猟研究が主に生態保護の観点に偏り、狩猟の文化的意義や帰属意識との関連性を十分に考慮してこなかった点を批判する。呉の研究では、ブヌン族の狩猟活動を対象に、狩猟と親族組織の関係、および現代社会の変化による影響を分析した。さらに、国家が「野生動物保護法 (原文: 野生動物保育法⁵⁾)」や「国家公園法 (原文: 國家公園法⁶⁾)」を通じて狩猟を厳しく規制しているにもかかわらず、ブヌン族の狩猟活動が現在も継続されていることを明らかにし、これを文化的アイデンティティの実践の一環と位置付けた。

2010年代以降、狩猟文化に関する研究は芸術・文学・映像記録の分野にも広がり、狩猟文化がどのように表象されるかに焦点を当てた研究も登場している。例えば、ブヌン族の詩人や作家が狩猟をエスニシティの象徴として再解釈する動きが見られる (蔡 2014)。このような研究の進展は、狩猟活動が文化的表現や民族の自己表象として機能していることを明らかにし、狩猟文化が現代社会の中で多様な形で再構築されていることを示唆している。

一方、近年では、狩猟文化全体ではなく、狩猟者個人に焦点を当てた研究も増えている。従来、狩猟者は原住民族において、「獲物を得る者」として認識され、その役割は経済活動や生存戦略の一環として語られることが多かった。しか

し、近年の研究では、狩獵者の社会的象徴性、世代間の価値観の変遷、伝統技術などが新たな研究課題として浮上している。

呉雯菁 (2005) は、好茶村落⁷⁾ のルカイ族 (原文: *Rukai*) を対象に、都市化の進行や生活様式の変化が狩獵者の役割と村落内での位置付けに及ぼす影響を明らかにした。この研究は、国家の法律と政策による規制と社会変容が狩獵者の意義を変容させ、ルカイ族としての帰属意識の形成に影響を与えたことを示唆している。

同様に、アミ族 (原文: *Amis*) の藍姆路・卡造 (2008)、美代・谷木・母那烈 (2010) らは、アミ族の狩獵者を対象に、その狩獵経験がいかにして身体的な知識の蓄積、空間認識、祖先の記憶との結びつきへと展開されるかを示した。これらの研究は、狩獵を単なる経済活動ではなく、文化伝承の観点から捉える新たな視点を提供している。

以上のように、狩獵文化に関する研究は、文化全体の変遷から狩獵者個人の実践に至るまで、多層的な視点から原住民族の狩獵活動の意義を明らかにしてきた。

②狩獵活動を規制する法律に関する研究

1990年代、狩獵行為は環境破壊の一因と見なされ、法的規制の対象とされてきた。しかし、2000年代以降、原住民族の狩獵権との関係が注目されるようになり、狩獵活動を文化的権利の一環として捉える視点が広がった。

廖朝明 (2002) の研究では、棲蘭国家公園を事例とし、国家公園の設立が原住民族の伝統的な土地利用や狩獵活動に与えた影響を分析した。その結果、国家の高水準の保護政策が原住民族の生存環境に制約を加え、地域社会との対立を引き起こしていることを指摘した。

郭乃菱 (2003) は、「野生動物保護法」の改正が国際的な環境保護規範とどのように連動しているのかを法制度的観点から分析した。特に、ワシントン条約などの国際公約に基づく国内法の改正過程を詳細に検討し、台湾の狩獵規制が

国際的な枠組みに適合するよう調整されてきたことを示した。

王皇玉 (2007) は「狩獵法 (原文: 狩獵法⁸⁾)」の歴史の変遷を分析し、台湾の「狩獵法」が主に「非原住民族の視点」から構築されていることを指摘した。彼の研究では、「狩獵法」の発展が植民地統治時代から現代までどのように形成され、原住民族の文化的権利がどのように扱われてきたかを整理している。

野林厚志 (2011) は、戦前から戦後にかけての台湾原住民族の狩獵活動について、政策変化との関連で分析を行っている。野林は、中華民国政府下の土地政策、経済政策、銃器規制、1980年代以降の環境保護政策などが狩獵活動を段階的に変容させ、その経済的重要性が低下する過程を明らかにしている。特に重要なのは、1980年代後半以降の原住民運動の高まりの中で、狩獵が生業活動を超えて文化的アイデンティティとして再定義・主張され、1994年の野生動物保護法改正で限定的に容認されるに至った経緯である。また、多数派の漢族との生業観の差異が、狩獵をめぐる法的・社会的位置付けに影響を与えたことも指摘している。

野林の研究は、狩獵の意義が時代によって変容してきたことを実証的に示した点で重要である。すなわち、戦後初期には生計手段としての側面が強かったが、経済発展に伴いその重要性が低下する一方で、1990年代以降は文化復興期においてエスニック・アイデンティティの象徴として再評価されるようになった。

野林が扱った1990年代以降、狩獵をめぐる法的・社会的状況はさらに変化を遂げている。2010年以降の研究では、*Talum* 狩獵事件をめぐる非常上告⁹⁾ を契機に、狩獵に関する法的議論を中心とした研究が急増している。このような研究では、狩獵者が実施する狩獵活動の合法性をめぐって、国家政策が文化伝承とのバランスをどのように取るべきかが議論されている (呂ほか 2022)。

これらの先行研究に対し、本稿は「狩猟者像」という概念装置を通じて、制定された法律や判決が、原住民族の文化実践をいかに規範化してきたかを、より体系的に分析することを目指している。すなわち、狩猟の多義的な実態と、法律や判決が想定した「望ましい狩猟者像」との間の構造的な乖離を、法令条文と司法判決の分析を通じて明らかにすることが本稿の目的である。

(2) 国際的な先住民族の狩猟活動

前述のように、台湾原住民族の狩猟研究は、国家の近代化と法制度の中で、伝統文化がいかに変容し、また文化的アイデンティティとして再主張されてきたかを描き出している。このような先住民族の伝統的実践と近代国家との相克という構図は、台湾に固有のものではない。

国際的な文脈における先住民族の狩猟権をめぐる制度的対応は、その国の歴史的背景や法的枠組みによって多様な形態をとるが、本稿では、分析の便宜上、それらを理念型として、大きく2つのモデルに大別する。

第一は、狩猟活動を国家や国際機関の厳格な管理下に置き、特定の条件下で例外的に認めることを特徴とする「管理的許可モデル」である。第二は、狩猟を国内法や土地請求権協定を通じて、先住民族固有の「先住権」として保障することを目指す「先住権モデル」である。

もちろん、現実の制度は必ずしもこの2つの理念型に完全に合致するわけではないが、この分析的枠組みを用いることで、台湾の事例が国際的にどのような位置にあるのかをより明確に捉えることができる。次に、日本のアイヌ民族、そして北米先住民族の事例をこの視座から検討する。

日本のアイヌ民族の漁猟活動に関する先行研究は、生業形態、文化象徴、そして近現代の法制度という、相互に関連する3つの視点から多角的に分析されてきた。これらの研究を横断的に

検討することは、狩猟活動が国家の統治戦略の中で、いかに位置付けられ、変容を迫られてきたかを理解する上で不可欠である。

まず、生業形態として、アイヌの生活基盤は狩猟・採集・漁撈の3本柱で構成され、特定の活動に極端に偏ることなく、バランスの取れた形で行われていたことが指摘されている（遠藤1997:13）。

次に、文化的・象徴的意味に焦点を当てた研究では、アイヌの世界観において狩猟とは、人間（アイヌ）が動物の神（カムイ）を人間の世界へ「招待」する行為であり、この人間とカムイとの互酬性こそがアイヌの狩猟観の根幹をなすことが明らかにされている（煎本1988:147-148）。

しかし、五関（2017:45）が指摘しているように、この互酬性を象徴する最も重要な儀礼であった熊送り（イオマンテ）が近代化の過程で禁止されたように、明治以降の国家は、法律や制度を通じてアイヌ民族から伝統的な資源利用権を一方的に剥奪してその文化実践の基盤を解体してきた。こうした長年にわたる構造的な権利侵害の歴史を背景として、近年、失われた権利を法的に回復しようとする動きが活発化しているのである（奥田2025）。

その現代的局面を示すのが、漁猟権をめぐる法的闘争である。アイヌ民族が法的に先住民族として位置付けられる中で、その文化的権利の核心である漁猟権が先住権として保障されるか否かという問題に注目が集まっている。この点について奥田進一（2025）は「サケ捕獲権確認請求事件」の分析を通じて、日本の司法体系がアイヌ民族の集団かつ固有の文化権利を、国内法の枠組みの下で制限可能な「財産権」として解釈する傾向にあり、それによって先住権との間に存在する根本的な対立を浮き彫りにしていると指摘している。

このような国家と先住民族の権利をめぐる相克は、国際的な資源管理の領域において、より

複雑な様相を呈する。その代表例が、国際捕鯨委員会（以下、IWC）と北米先住民族との関係である。IWCは、商業捕鯨を原則として停止する一方、アラスカのイヌピアットなどの特定の先住民族に対しては、「先住民生存捕鯨」という特別な枠組みを設け、捕鯨の継続を限定的に認めてきた（岸上 2012: 64）。これはまさに、本稿が提示する「管理的許可モデル」の典型例である。

岸上伸啓の研究が示すように、この枠組みは、捕鯨を「長く続いてきた文化的・伝統的なものであり、かつ栄養上のニーズを満たすための非商業的活動」と定義することで、正統な先住民捕鯨の「形」を構築している（岸上 2019a: 87）。すなわち、捕鯨は国際機関という外部の権威が科学的データや国際政治の力学に基づき、定義・管理する「例外的な許可」として位置付けられており、その枠組みに合致しない実践が排除される構造を持つ。アラスカのイヌピアットは、このIWCの管理下で自らの文化を守ろうと努めている（岸上 2012: 64-65）が、その活動は常に国際的な動物保護の言説からの厳しい視線に晒されているのである（岸上 2019b: 11）。

これと対照的なのが、カナダのイヌイトに見られる「先住権モデル」ともいうべき事例である。彼らの捕鯨権は、IWCの枠組みだけではなく、1982年に制定されたカナダ憲法と、その後の政府との土地請求権協定を通じて、「先住権」として国内法上保障されている（岸上 2013: 4-5）。これは、捕鯨が単なる生存のための例外的な許可ではなく、政治的な自治権の一部として位置付けられていることを意味し、国際機関の管理下に置かれるアラスカの事例とは、権利の根拠と性質において大きな違いが見られる（岸上 2013: 8）。

したがって、北米先住民族の事例は、先住民族の狩猟活動が、国内法のみならず、グローバルな環境保護レジームや動物倫理をめぐる価値観の対立の中で、いかに位置付けられ、その「像」が構築されていくかを示す、重要な比較対象と

なるのである。

以上の国際比較を踏まえると、台湾の事例は、この二つのモデルの中間的位置にあり、文化的権利の承認という形式を取りながら、実質的には、「管理的許可モデル」に近い制度的構造を示している可能性がある。特に2005年の「原住民族基本法（原文：原住民族基本法^{10）}」制定以降の展開は、権利承認の外観の下で、国家による文化実践の制度的枠組みが再編されたプロセスとして理解できる。このような台湾の事例の特殊性を明らかにすることは、現代国家による文化の制度的管理の多様性を理解する上で、重要な意義を持つといえよう。

(3) 先行研究の課題と本稿の視点

先行研究の課題

これらの研究は狩猟活動の法的・文化的側面を明らかにしているが、以下のような課題が残されている。

①法規制の変遷と、「狩猟者像」との関連性に関する体系的分析の不足

既存研究では、狩猟活動に関する法規制の制定・改正の背景や文化への影響が整理されているが、国家が特定の政策意図のもとで、各時期に「狩猟者像」をどのように定義・再構築してきたのか、その構築プロセスと法規制との関連についての体系的な分析は、なお深める余地がある。

②文化と法律の相互作用のメカニズムと限界に関する研究の不足

既存研究では、法律が狩猟文化に制約を加えた側面が議論されてきた。また、野林（2011）などが論じたように、1990年代以降の多文化主義政策の中で、原住民族の文化的主張が法制度の調整に影響を与えた側面も分析されている。しかし、その文化的影響が法律や政策に反映される具体的なメカニズム、影響の範囲や限界、さらには法的な承認と現場の実践との間に生じる乖離について、より詳細な分析が必要とされ

ている。特に、文化的権利が承認された後も、なぜ法執行との摩擦が続くのか、その構造的要因についての研究はまだ十分とはいえない。

本稿の視点

本稿は、上記の課題を踏まえ、1945年から2009年の台湾の原住民族の狩猟活動に関する法律と行政文書の変遷を分析し、それが原住民族の「狩猟者像」の形成・変容にどのような影響を及ぼしてきたのかを明らかにすることを目的とする。特に、施政者の政策意図、狩猟者の適応・抵抗、文化と法律の相互作用という3つの視点から、狩猟活動の法規制と狩猟者像の関係を包括的に考察する。

①施政者の政策意図と狩猟者像の変容

本稿が特に注目するのは「獵人」という概念そのものが、台湾において国家や学術的な言説の中で外部から構築されてきたという点である。ここで重要なのは、台湾でよく使われる「獵人」という語は、中国語では「狩猟を生業とする者」を指し、日本語では「ハンター（獵師）」という概念で理解される。しかし、台湾の原住民族の母語においては「獵人」に相当する語彙が存在しない場合が多い¹¹⁾。

すなわち、国家や学者が用いる「獵人」という概念は、外部の視点から構築されたものであり、原住民族自身の認識とは乖離している可能性がある。本稿では、「獵人」が内包する生業化された狭隘な理解を避けるため、「狩猟者」という用語を用いるが、この用語自体も外部から構築された概念であることを認識しておく必要がある。こうした構築性を踏まえたうえで、本稿では、政府が各時期にこの外部から構築された「狩猟者像」をどのように再定義し、異なる役割に位置付けてきたかを時系列的に分析するとともに、こうした「狩猟者像」がそれぞれの政治的要請に応じた法規制の正当化にいかに関与してきたかを解明する。

②制度変化への狩猟者の多様な対応戦略

本稿では、国家による規制強化に対して、狩

猟者が単に受動的に従うのではなく、多様な対応戦略を採用してきた点に注目する。具体的には、法的リスクを回避するための狩猟技術の戦略的転換（例えば、猟銃からクロスボウや犬猟への移行）や規制の隙間を縫った狩猟活動の継続（例えば、狩猟の地下化や時期の調整）といった実践面での対応、さらには1980年代後半以降の権利運動への参加を通じた制度改革要求など、狩猟者が自らの文化的実践を維持・再構築するために採用した能動的な適応と交渉の過程を分析する。ただし、本稿は主に制度史的分析に基づくため、個別の狩猟者の詳細な経験や地域差については、今後の課題として位置付ける。

③多文化主義政策における文化の制度化とその構造的矛盾

本稿では、1990年代以降の民主化期における法律条文および司法判決の分析を通じて、国家が「望ましい狩猟文化」を「伝統的」、「非商業的」、「祭祀目的」といった限定的な枠組みの中でのみ合法性を付与する制度的構造を明らかにする。すなわち、国家が表面的には原住民族の文化的権利を承認しながらも、実質的にはそれが条件付き許可として機能していることを示す。そして、この制度化された規範的な「狩猟者像」と、原住民族の動的で流動的な生活実践との間に生じる根本的な認識の乖離を示し、なぜ法的権利承認後も摩擦が続くのか、その構造的要因を解明する。

1.3 研究方法と資料

本稿は、1945年から2009年までの台湾における原住民族の狩猟活動をめぐる法律・判決・行政文書の変遷、および狩猟者像の構築過程を明らかにするために、これらの公的資料の内容を批判的に分析する。具体的には、法律文書・司法判決書・行政文書を通じて、これらの法的規範がいかに関与してきたかを解明する。

1.3.1 資料収集

本稿では、以下の3種類の資料を主な分析対象とする。

①法律文書

1945年から2009年にかけて制定・改正された原住民族の狩猟活動に関連する法律文書は以下の通りである。

「狩猟法」(1948年改正) およびその「施行細則」(1959年改正)

「自衛用銃器管理条例 (原文: 自衛槍枝管理条例¹²⁾)」(1946年制定、1947年、1948年、1959年改正)

「国家公園法」(1972年制定、公布)

「文化財保護法 (原文: 文化資産保存法¹³⁾)」(1982年制定、2005年第5次改正)

「銃砲条例 (原文: 槍砲彈藥刀械管制條例¹⁴⁾)」(1983年制定、1997年、2001年、2004年、2005年改正)

「野生動物保護法」(1989年制定、1994年、2004年改正)

「原住民族基本法」(2005年制定)

これらの法律文書は、「全国法律データベース (原文: 全国法規資料庫¹⁵⁾)」および「台湾立法院法案検索システム (原文: 立法院法律系統¹⁶⁾、以下、法案検索システム)」から取得する。

②司法判決書

分析対象として、台湾司法院が公開している「判決書検索システム¹⁷⁾」から、1990年から2009年までの期間に「銃砲条例」違反および「野生動物保護法」違反で摘発された原住民族関連の事例を用いる¹⁸⁾。本稿では、これらの判決内容、特に裁判官による「伝統的狩猟」の解釈や判断基準に関する記述を分析する。

③行政文書・政策資料

「台湾接管計画綱要 (原文: 臺灣接管計劃綱要¹⁹⁾)」(1945年)

「台湾省山地各郷青年服務隊規約準則 (原文: 臺灣省山地各郷青年服務隊章程準則; 以下、山地青年服務隊章程²⁰⁾)」(1947年)

「台湾省における平地人民の進入山地管制規則 (原文: 臺灣省平地人民進入山地管制辦法²¹⁾)」(1949年)

「丹大地域原住民による伝統文化祭儀に基づく狩猟試験計画²²⁾ (以下、丹大狩猟試験計画)」(2004年)

行政院公報および立法院の議事録²³⁾ (関連する法律の審議過程)

これらの資料は、国史館台湾文献館、国家図書館などの公的機関から収集する。

1.3.2 分析方法

本稿は、法令条文、行政文書、司法判決といった公的資料を対象とする文献研究である。その分析の核心的な視座は、法律や判決が単なる中立的なルールではなく、「合法的な文化実践」を定義することで、実践者を特定の役割へと位置付ける規範的な枠組みとして機能するという点にある。

本稿が依拠する公的文書は、完成した法令とその運用実態を示すものである。もちろん、完成された法律条文のみに依拠するのは十分ではなく、それらが成文化される立法過程を丹念に追うことで、法律成立の政治的・社会的背景をより深く理解することができる。しかし、台湾における立法過程の記録は、現時点では公開に制約があるものが多く、加えて、公開されている資料が全体像を反映している保証もない。

こうした資料の制約に加え、本稿の主眼が立法過程の個別交渉そのものではなく、制度化の帰結として国家が各時期に構築した「狩猟者像」という規範的枠組みの分析にあることから、完成した法令の条文と司法判決を分析の対象とした。

法律の形成過程において立法者、行政機関、環境保護団体、学術界、原住民団体などの多様なアクターが関与する複雑性を認識しつつも、制定された法律条文が結果的にいかなる規範的枠組みを確立したかを重視した。換言すれば、

個別アクターの主観的意図や交渉過程の詳細ではなく、制度化の帰結として、どのような「狩猟者像」が標準化され、どのような実践が周縁化されたのかに焦点を当てる。

この視座に基づき、各時代の法令や判決が、いかにして「望ましい狩猟者」とは誰であり、どのような行為が「文化的に正統な狩猟」であるかを定義してきたのかを、以下の3つの分析作業を統合するかたちで明らかにする。

第一に、各時代の国内外の政治・社会的背景を整理し、完成した法令がいかなる政治的・社会的文脈の中で生み出されたのかを考察する。

第二に、その文脈の中で成立した法令や判決のテキストそのもの（法律条文、判決文など）を時系列に沿って精緻に分析し、原住民族の狩猟活動に対する法的規制と、そこに表象される「狩猟者」という鍵概念の意味づけが、どのように変遷してきたかを追跡する。

第三に、以上の分析を通じて、司法判決における法解釈を検討することで、制度的枠組みがどのような実践を「違法」あるいは「非正統」として位置付けているのか、その規範的境界線を明らかにする。

そして、これらの統合的分析を、本稿の分析枠組みである「特殊化→脱特殊化→再特殊化」の各局面に適用することで、国家によって構築された「狩猟者像」がいかに変容してきたのかを最終的に論証する。

2. 戦後台湾における原住民族政策

2.1 戦後台湾の原住民族政策の大枠

本章では、各時期における狩猟関連法規の形成背景を理解するために必要な政治的・社会的文脈を概観する。狩猟者像の構築は、単なる法律条文の変化ではなく、その時代の国家が直面した統治課題や社会的要請と密接に関連しているためである。

戦後の台湾における原住民族政策は、国家体制の変容と国際情勢の推移に応じて大きく変遷

してきた。狩猟文化の歴史的変遷については、王建臺・姜穎（2012）が「身体、空間、権力」という分析視角から詳細な研究を行っている。また、戦後台湾の原住民族が置かれたマクロな政治的文脈については、顧恒湛（2019）による地政学的な分析が重要な基礎を提供している。

これらの先行研究を踏まえつつ、本稿では、戦後台湾の原住民族政策が狩猟活動に及ぼした影響に焦点を当て、以下の3つの時期に区分して分析する。

第一期（1945–1971年）は政権交代と社会統制の時期、第二期（1972–1993年）は国際的孤立と経済発展を背景とした文化的周縁化の時期、第三期（1994–2009年）は民主化と権利承認の時期である。各時期の具体的な政策展開と狩猟活動への影響については、以下の各節で詳述する。

2.1.1 1945年から1971年にかけての政権交代と原住民族政策の初期動向

第一期（1945–1971年）は、政権交代と社会統制の時代である。1945年の第二次世界大戦終結後、台湾の統治主体は日本から中華民国へと交代した。この政権移行は、原住民族社会にとって連続と断絶の両側面を持つ転機であった。新たに台湾を統治する中華民国政府は、政治的統合と経済的再編を急速に進める一方で、原住民族に対しては明確な施策を欠いたまま「国家の周縁」へと位置付ける政策的態度を取った（藤井 2001）。しかし同時に、原住民族社会に対する監視と管理は強化され、狩猟活動も「社会秩序の維持」という名目で厳しく制限されることになる（王・姜 2012; 顧 2019）。

特に注目すべきは、同化政策と社会統制が並行して展開された点である。政治的動乱の中で、原住民族は国家による監視と管理の枠組みに組み込まれていくことになる。また、生活空間や生業に対しても、国家主導の「文明化」や「定住化」政策が導入され、狩猟などの伝統的慣行は制度の周縁に押しやられていった。

(1) 台湾の社会状況と原住民族政策の方向性

中華民国政府は台湾を「台湾省」として領土に編入し、統治機関として「台湾行政長官公署」を設置した。原住民族政策に関しては、「台湾接収計画」で「原住民族が自決自治を達成するまで協力を進めるべき」との抽象的な表現があるのみで、具体的な施策は示されなかった。その後、1947年には、日本統治時代に用いられた「高砂族」の呼称を「高山族」へと変更し、さらに「山地同胞（以下、山胞）」へと再定義した（藤井 2001: 155-161）。

戦後初期の政治的混乱と経済的困難は、1947年の二・二八事件を引き起こした。この事件は、政府に台湾社会の潜在的な抵抗勢力に対する強い警戒心を抱かせる契機となった。特に、地理的に隔離され武装の可能性がある山地地域は、国家の監視体制において最重要課題と見なされるようになり、山地進出管理政策が推進された（萬 2021: 55）。

1949年に中華民国政府が台湾へ撤退し、戒厳令が施行されると、政府は共産主義の浸透を警戒し、「白色テロ」と呼ばれる強権的な統治体制を敷いた（胡 2014: 23-39）。この時期から、原住民族に対する国家の統制が一層強化される。特に狩獵活動については「社会秩序の維持」という名目で規制が厳格化され、政府は原住民族の狩獵技術を反政府勢力の監視に利用しようとした（臺灣省政府 1949: 499-500; 顧 2019: 88-100）。

(2) 原住民族の同化政策と山地開発

① 「青年服務隊」の設置と原住民族の軍事化

1947年に公布された「台湾省山地各郷青年服務隊規約準則」に基づき、各地で「青年服務隊」が設置された（萬 2021: 47）。これは15歳から30歳までの原住民族男女に強制加入を義務付けた組織であり、山地地域の治安維持と政府への忠誠心を植え付けることを目的としていた。

隊員たちは定期的な山地巡回や狩獵活動を実

施し、その過程で反共勢力の監視を担う役割を果たした（李 1983: 166-168; 顧 2019: 79-144）。この制度は、政府が低コストで山地資源を監視する手段として利用したともいえる。

② 「山地平地化」政策と狩獵文化の変容

1951年以降、「青年服務隊」は「三大運動」の普及と実施を推進し、原住民族社会の「山地平地化」を目指した。「三大運動」は第1に、定着耕作による農業導入を奨励し定住化を推進すること、第2に育苗造林として山林利用を制限し特定作物の栽培を奨励すること、第3に生活改造として衛生環境の改善、国語（中国語）の普及、「迷信的風習」の撤廃などを進めることを内容とした（郭 1975: 98-100）。

また、政府の奨励政策により、生活必需品や農具が現金で購入可能となった。この影響で、現金経済への依存が強まり、狩獵活動の重要性は次第に低下した。

(3) 国際的潮流と法的特殊性の根拠

以上のような国内における統制・同化政策の展開と並行して、国際的には原住民族の権利に関する議論が徐々に進展しつつあった。とりわけ1957年に国際労働機関（ILO）が採択した第107号条約²⁴⁾は、加盟国に対し原住民族の生活様式や文化的慣行を尊重しつつ、社会的統合を進めるべきとする立場を明示した。中華民国が加盟国であったことから、その理念は間接的に台湾の原住民族政策にも影響を与えたと考えられる。

実際、1950年代における狩獵などの伝統的生業に対する例外的容認は文化的理解に基づくものというより、国際的な政策基準への形式的対応という側面が強かった。この時期の「特殊性」は国家の内発的な文化理解というよりも、国際的な人権・労働論の潮流に応答せざるを得なかったという外的要因が作用していたといえる。

以上のように、この時期の狩獵活動は、国内では治安維持の手段として利用され、国際的に

は形式的に「特殊性」が容認されるという二重の位置付けのもとに置かれた。国家の治安維持にその技術が利用される一方で、定住化政策によって生業としての基盤が徐々に侵食されていくという利用と抑圧が共存する矛盾した状況であった。

2.1.2 1972年から1993年にかけての制度的同化と文化的周縁化の時代

第二期（1972–1993年）は、国際的孤立と経済発展を背景とした文化的周縁化の時代である。国連脱退や環境保護意識の台頭により、狩猟活動は「非文明的」あるいは「環境破壊的な行為」とみなされ、法規制の上でより厳格な規制を受けるとともに、社会的にも周縁化されていった（王・姜 2012; 顧 2019）。

この時期、台湾社会は国際的孤立と経済発展という二重の圧力のもと、国家統合を強化する方向へと大きく転換した。この過程で原住民族政策は、ILO第107号条約の理念を「社会融合」的に再解釈するかたちで同化政策へと収斂していった。本節では、この同化の進行が原住民族社会にどのような構造的影響を与えたのかを、外交・経済・関連法規・文化実践・社会運動の諸側面から分析する。

①外交的孤立と開発主導への転換

1971年の国連代表権喪失および米中接近を契機として、中華民国は急速に国際社会から孤立した。この外交的後退を受けて、政府は正統性の再構築を国内の経済発展へとシフトさせた（顧 2019: 237–238）。1970年代には「十大建設計画」に代表される国家主導型のインフラ整備が展開され、経済成長が国民的結束の要とされた。この政策転換は原住民族社会にも波及した。開発の名の下に、山地地域の交通網や産業基盤が整備される一方、原住民族の生活空間には外部の資本と労働力が流入し、社会構造と土地利用の変容が進行した（佐藤 2001: 238–267）。

②経済構造の変容と伝統生活の圧迫

こうした開発政策の進展に伴い、台湾社会全体の経済構造も大きく変容した。急速な工業化により、農村から都市への人口移動が活発化し、農業の比重は相対的に低下した。原住民族もこの流れに巻き込まれ、都市部や外来開発地への出稼ぎが増加した。

山地地域では、1960年代以降の資本主義化により、狩猟や採集に代わって、ヒノキ、ベニヒノキ、ツガなどの伐採²⁵⁾、農耕、建設労働といった現金収入活動が優先されるようになった（顧 2019: 202）。自給自足的な生計基盤は急速に貨幣経済へと吸収され、伝統的生業の実践空間が物理的・制度的に狭められていく傾向が強まった（藤井 2001: 225–236）。

③法的統制の強化と狩猟活動の市場化の矛盾

このような市場経済への依存の深化は、狩猟活動にも影響を及ぼした。1970年代前半には、野生動物の商業的価値の高まりとともに、コレクターや漢方専門店などが原住民族の狩猟者に対して現金、米、塩などの物資を提示し、野生動物との交換を持ちかけるようになった（白・林 1989: 18–20）。金銭的誘因により、一部の狩猟者は伝統的な狩猟方法から、より効率的で商業的な狩猟へと方法を変化させていった（林 2006: 76–79）。

一方、同時期には環境保護運動の台頭とともに、野生動物資源の枯渇に対する社会的懸念が広がった。こうした状況を背景に、政府は1970年代前半から狩猟禁止令や獣肉販売の規制を施行し、制度的対応を開始した（鄭 2021: 143–144）。1970年代末には狩猟許可制や保護区制度が導入され、狩猟活動に対する法的統制が段階的に強化された（戴・呂 2019: 36–38）。

こうした規制強化の流れは1980年代に入るとさらに本格化した。呂が指摘したように、従来の生業としての狩猟活動は「違法行為」として制度的に周縁化されていった。そして1989年、従来の狩猟法が廃止されるとともに「野生動物

保護法」が公布された。この法制転換により、原住民族の狩獵は、従来狩獵法の適用外とされていた状況から一転して、主管機関への許可申請を要する全面的な許可制の対象となり、法的には「例外的に容認される行為」として位置付けられることとなった（呂 2025: 110-115）。

しかし、このような法的統制の強化が進む一方で、市場経済への依存という経済構造の変化は継続していた。その結果、違法狩獵は取り締まりの対象となり、文化的実践と国家の法規制との齟齬が拡大したと指摘されている（呂 2025）。狩獵に依存していた集落の生活は深刻な打撃を受け、伝統的知識や儀礼的慣行の継承も困難となった。張志誠（2017）や平英驊（2017）の個別村落に関する調査では、狩獵の断念、地下化、あるいは商業的目的への転換といった対応が、この時期における現実的な選択肢となった事例が報告されている。

④「山地特別措置」廃止による制度的転換

政府は1982年、戦後から継続してきた原住民族向けの優遇政策「山地特別措置」を正式に撤廃した。この政策は、生活必需品や教育・住宅費への免税を通じて、経済的自立への移行を支援する目的を有していたが、「経済水準の達成」を口実としてその歴史的役割を終えたと位置付けられた（詹 2019）。この撤廃により、原住民族は生活コストを現金で賄う必要に迫られ、生活全般が市場経済に組み込まれる構造が一気に進行した。

⑤社会運動の勃興と新たな政治主体の出現

急激な同化と生活破壊に対する反発として、1980年代半ばから原住民族の権利運動が台頭した。1984年の「正名運動²⁶⁾」が発足し、政府の差別的表現に対する是正要求が始まる。1986年のツォウ族青年の事件²⁷⁾を契機に、原住民族の生存権が社会課題となる。

1988年の「還我土地運動²⁸⁾」では、数千人規模の原住民族が参加し、象徴的な権利要求が展開された。これらの運動は、必ずしも村落レベ

ルでの支持を一様に得たわけではなかったが、台湾社会における原住民族の政治的可視性を飛躍的に高める契機となった。また、後年の法律の整備や「原住民族基本法」の制定へとつながる基盤を形成した。

以上のように、1970年代から1980年代にかけての原住民族政策は、名目上は「経済開発」や「社会融合」を掲げつつも、実質的には法的規制と経済圧力を通じて伝統的生活様式の再編と文化的周縁化を推し進めた。同時に、狩獵活動への介入は、単なる資源管理を超え、文化実践を違法化・商品化・断念へと追いやる制度的過程として機能していた。こうした構造的抑圧の中から、1980年代後半に権利運動が勃興し、後の制度改革へとつながる新たな政治主体が胎動していた点にも注目する必要がある。

以上のように、第二期における狩獵活動は、経済開発と環境保護という新たな圧力の下、伝統的生業から違法行為へと周縁化されるとともに、現金収入の必要性から商業化が試みられ、最終的には断念へと追い込まれるという、多重の困難に直面した。こうした構造的抑圧への抵抗として芽生えた権利運動は、次の時期における制度改革の重要な契機となる。

2.1.3 1994年から2009年にかけての権利承認と制度構築の時代

第三期（1994-2009年）は、民主化と権利承認の時代である。多文化主義の浸透と国際人権規範の導入により、原住民族の文化的権利が再評価され、狩獵活動も文化実践として新たな法的位置付けを獲得していった。

この時期、台湾の原住民族に関する法的枠組みは根本的な転換を遂げた。国家は初めて原住民族を「権利主体」として公式に認めた。1994年の憲法改正（第3回）により「山胞」から「原住民」への改称が実現し、続く1997年の憲法改正（第4回）では「原住民族」という名称が正式に採用された。同時に、多元文化の尊重と、原

住民族の教育文化、経済土地、社会福祉などに関する国家の保障責務が憲法上確立された。さらに2005年の憲法改正（第7回）では立法委員における原住民族枠が制度化されるなど、政治参加権の保障も進められた。そして、同年、原住民族基本法が制定され、自治、土地、文化などの具体的権利を保障する法的枠組みが整備された。この制度的パラダイムの転換は、狩猟規制の領域においても顕著に現れる。本節では、この時期の制度変化の背景と展開を概観する。

①村落からの再出発：文化復興運動の地平

1990年代、各部落²⁹⁾において文化復興運動が展開され、狩猟儀礼を含む伝統的実践の再評価が進んだ。例えば、卡大地布部落における「大獵祭³⁰⁾」の再建（阮 2015: 125）や「獵人學校³¹⁾」の設立（童 2022: 3）などが見られた。こうした動きを背景に、国家は原住民族の文化的権利を法的に保障する制度改革に着手した。

②制度的転換：法改正と行政体制の整備

上述の憲法上の地位確立を受けて、1996年に行政院原住民族委員会（以下、原民会）が設置され、原住民族政策の企画立案から執行までを担う専門機関として制度化された。原民会では主任委員を原住民族出身者が務めることとされ、行政職にも原住民族が積極的に登用された。ただし、狩猟規制に関わる「野生動物保護法」は行政院農業委員会³²⁾（当時）の所管であり、銃砲規制は内政部警政署³³⁾の管轄下にあるなど、原民会の政策権限には法的な制約が存在した。

③法的枠組みの深化と国際的基準の導入

2005年に制定された「原住民族基本法」は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言（草案）」（1993年）を参照し、原住民族の文化的権利を法的に保障した。さらに2009年には国際人権規約が国内法化され、原住民族の権利主張に国際基準という新たな法的根拠が加わった。

しかし、狩猟活動に関しては、「原住民族基本法」第19条が「伝統文化」、「祭儀」、「自己消費」といった条件を付しており、文化的権利の承認

は無条件のものではなかった。この「条件付き承認」という法的枠組みが、第三期における狩猟者像の構築において重要な意味を持つことになる。各時期における狩猟規制の具体的な内容とその変容については、第3章で詳述する。

3. 狩猟関連法規の変遷と狩猟活動の規制

前章では、戦後台湾における原住民族政策を概観し、その中で狩猟活動が、国家による社会統制や法的規制の対象へと変容していった過程を確認した。本章では、こうした認識の変容が、具体的にいかなる法令として具現化され、原住民族の狩猟活動の実践にどのような影響を及ぼしたのかを分析する。

台湾における狩猟活動に関する法規制は、単なる資源管理や環境保護の技術的枠組みではなく、国家による社会統制、文化的規範化、国際的正当性の構築といった政治的目的に応じて形成・再編されてきた。こうした法規制の政治性を理解するうえで、まず、注目すべきは、その法的基盤となった憲法上の規定である。1947年に公布された「中華民國憲法」第143条は、土地に付随する鉱物資源や森林資源は国家所有と規定し、原住民の自然資源利用も厳格な管理下に置いた。これにより、政府許可なしでの狩猟・採集は事実上不可能となり、伝統的生活実践は制度的に周縁化された。

これらの制度は、形式上は普遍的法規として制定されながらも、その運用において、とりわけ原住民族の伝統的な慣行を法的管理下に置くことで、ある種の「望ましい狩猟者像」を制度的に構築・規範化する作用を果たしてきたといえる。

本章で分析する法令は、その目的により表1のように大きく3つに分類できる。第1に、「国家公園法」、「文化財保護法」、「野生動物保護法」など「自然保護」を目的とする法律である。第2に、「自衛用銃器管理条例」、「銃砲条例」など「銃器規制」を目的とする法律である。第3に、「狩猟法」、

「原住民族基本法」など「原住民の管理・保護」に対する多層的な規制構造が形成されてきた。以下、時系列に沿ってその変遷を表2で詳述する。これらの異なる性質を持つ法律が複合的に作用することで、狩猟活動に

表1 狩猟活動に関わる法令の目的別分類

| 法令の目的 | 法令 | 主な規制内容 |
|-----------|---|-------------------------------|
| 自然保護 | 国家公園法 (1972) 文化財保護法 (1982) 野生動物保護法 (1989) | 狩猟空間の制限 希少動物の保護 狩猟対象の管理 |
| 銃器規制 | 自衛用銃器管理条例 (1946) 銃砲条例 (1983) | 猟銃の登録管理 猟銃所持の規制 |
| 原住民族管理・保護 | 狩猟法 (1914) 原住民族基本法 (2005) | 狩猟許可制度 文化的権利の保障 |

出所：筆者作成

表2 台湾における狩猟関連法令の変遷 (1945-2009年)

| 法令名称 | 制定・公布・改正の年 | 総条文数 | 条文・改正内容 |
|-----------|------------------|------|---|
| 狩猟法 | 1914年 (制定・公布) | 全14条 | 構成として狩猟の定義、許可制度、狩猟方法、禁止区域、狩猟期間などが規定された。 |
| | 1932年 (第1回改正) | 全19条 | 第3条において鳥獣が「人類に害を与える鳥獣」、「農作物や林木に害を与える鳥獣」、「農作物や林木に有益な鳥獣」、「食品や用品となる鳥獣」の4種に分類された。 |
| | 1948年 (第2回改正) | 全19条 | 第3条において、鳥獣分類に「希少で貴重な鳥獣」が追加され、第4条では、希少鳥獣の学術研究目的以外での狩猟が禁止された。また、第5条で許可制度が設けられた。 |
| | 1989年 (廃止) | | 野生動物保護法の制定に伴い廃止された。 |
| 自衛用銃器管理条例 | 1946年 (制定・公布) | 全16条 | 構成として、総則と適用範囲、申請と審査、免許と費用、銃器と弾薬の管理、違反処理と罰則、特殊銃器と軍事行政、検査と報告、附則が規定された。 |
| | 1947年 (第1回改正) | 全16条 | 第2条において、原住民族の猟銃が旧型銃器：自製の各種銃器に属するものとして分類され、第6条では、銃器申請窓口の拡大と狩猟者への特例が規定された。 |
| | 1948年 (第2回改正) | 全16条 | 第8条において、登録証明書の発行費用が引き下げられた。 |
| | 1959年 (第3回改正) | 全19条 | 第7条では、狩猟者への特例が独立した条文となり、第17条では、狩猟者が使用する乙種銃枝に関する違反行為への罰金を軽減する特例が規定された。 |
| 国家公園法 | 1972年 (制定・公布) | 全30条 | 構成として、総則、計画と管理機構、国家公園区域の区分計画、支援保護と制限、研究と教育、財務と経費管理、法的責任と処罰、附則が規定された。 第13条第2項において、国家公園区域内での動物の狩猟または魚類の捕獲が禁止された。 |

| | | | |
|-------------|------------------|-------|--|
| 文化財保護法 | 1982年 (制定・公布) | 全61条 | 構成として、総則、古物、古蹟、民族芸術、民俗及び関連文化財、自然文化景観に関する規定、罰則、附則が規定された。 第53条では希少動植物の捕獲などが禁止され、生態環境の保護が義務づけられた。また、第56条では違反者に対し、3年以下の懲役などを科すことが定められた。 |
| | 2005年 (第5回改正) | 全104条 | 第83条が改正され、自然記念物の採取などが原則として禁止された一方、原住民族が伝統的祭儀のために必要とする場合は、主管機関の許可を得ることを条件に例外として認められた。 |
| 銃砲弾薬刀剣類管制条例 | 1983年 (制定・公布) | 全15条 | 構成として総則、用語の定義、許可制度、違反行為と処罰、特例と管理、附則が規定された。 第14条において「生活習慣が特殊な国民の生活上の道具」としての猟銃・魚槍の管理規則を中央主管機関が定めるとされた。 |
| | 1997年 (第4回改正) | 全25条 | 第20条において、原住民族による猟銃に関する違反行為への刑罰を軽減、または免除する規定が追加され、第23条では、猟銃の管理方法を中央主管機関が定めると規定された。 |
| | 2001年 (第6回改正) | 全25条 | 第20条により、猟銃の所持等の行為が刑事罰から行政罰へと転換された。 |
| | 2004年 (第7回改正) | 全25条 | 第5条の2において、自製猟銃が相続可能な個人財産であることが明文化された。 |
| | 2005年 (第8回改正) | 全25条 | 第20条に、違反行為を公告期間内に自主的に報告した場合、罰則を免除する例外規定が追加された。 |
| 野生動物保護法 | 1989年 (制定・公布) | 全45条 | 構成として総則、野生動物の保護・管理、罰則、附則が規定された。 第18条および第20条において主管機関への事前申告を条件に狩猟活動が許容された。 |
| | 1994年 (第2回改正) | 全57条 | 第21条第5項に「台湾原住民族が原住民保留地内で、伝統文化祭典のため野生動物を捕獲、屠殺、利用する場合」の例外規定が追加された。 |
| | 2004年 (第4回改正) | 全57条 | 第21条第5項が削除され、新たに第21条の1が設けられたことで、原住民族の狩猟に関する申請手続などが詳細に規定された。また、第51条には「初回違反は処罰しない」という規定が設けられた。 |
| 原住民族基本法 | 2005年 (制定・改定) | 全34条 | 構成として、原住民族の基本的権利の保障、土地と資源の権利、自治と発展などが規定された。 第19条では、原住民族が地域内において非営利目的で野生動物の狩猟などを行う権利が明記された。第22条では、政府が国家公園など設置する際に、原住民族の同意と共同管理機構の設置が義務付けられた。 |

出所：筆者作成

上記の表2に示すように、1945年から2009年にかけて、台湾の狩猟関連法令は段階的な変遷を遂げてきた。本章では、前章で提示した3つの時期（①1945–1971年、②1972–1993年、③1994–2009年）にしたがって、それぞれの時代における主要な法制度を取り上げる。すなわち、第一期には国家安全保障と社会統制の文脈における

狩猟管理法規の成立、第二期には環境保護と国際的規範への接続を目的とした法的統制の強化、第三期には民主化と権利認識の高まりを背景とした文化的承認と制度的修正の過程を分析対象とする。

本章では、法律条文の内容にとどまらず、その制定背景、施行状況、さらには現場における

実践との齟齬にも目を向ける。これにより、原住民族の狩猟活動が「制度化された文化」として再構築されてきたのか、また原住民族自身がこうした制度的枠組みにどのように対応し、交渉・適応・抵抗してきたのかを明らかにする。すなわち、法令と文化実践の間に横たわる動態的な関係性を立体的に描き出すことを試みる。

3.1 狩猟を規制する法規の構築（1945-1971年）

戦後、台湾の統治権が日本から中華民国へと移行した時期の狩猟活動に関する法規制は、単なる野生動物の資源管理という目的を超え、国共内戦後の緊迫した政治状況下における治安維持と社会統制という国家的要請のもとで構築された。ただし、これらの法律は戦前から中華民国大陸で制定されていたものであり、台湾という新たな統治空間に適用される過程で、法文上の「建て前」とその運用における「本音」とが乖離していくことになる。本節では、この過程を「狩猟法」と「自衛用銃器管理条例」という二つの法律の連関から分析する。

3.1.1 戦後初期における関連法規の導入

(1) 「狩猟法」

①大陸時期の制定と変遷

「狩猟法」の制定は1914年の中華民国大陸時期に遡る。当時、清朝から政権を得た中華民国政府は大陸において、国際的な毛皮貿易の拡大や娯楽狩猟の流行に直面していた。これによる国内の野生動物資源の急激な減少に危機感を抱いた政府は、初めて狩猟活動を規制する法律として「狩猟法」を公布した。

同法は全14条から構成され、狩猟の定義、許可制度、狩猟方法、禁止区域、狩猟期間などが規定された。その中で、第6条は特定の鳥獣を保護対象として狩猟を禁止するものであり、これが中華民国政府による野生動物保護における初の法的措置であったと位置付けられる。その後、

1932年には、(大陸において) 農業生産の保護と野生動物資源の持続可能な利用を目的に、同法が1回目に改正された。条文は19条へと増加し、狩猟対象の鳥獣が「人類に害を与える鳥獣」、「農作物や林木に害を与える鳥獣」、「農作物や林木に有益な鳥獣」、「食品や用品となる鳥獣」の4種に分類された。とりわけ有益な鳥獣については学術研究目的を除いて、狩猟が全面禁止された。

また、狩猟活動は許可制とされ、狩猟証書の取得が義務付けられた。狩猟証書は「職業狩猟者」と「娯楽狩猟者」の2種類に分かれ、証書には狩猟者の個人情報、捕獲する動物の種類、狩猟道具、狩猟期間などが明記され、未取得者の狩猟は禁止された。このように、当時の中華民国政府は狩猟活動を経済的あるいは娯乐的な行為として捉え、その管理制度を通じて、野生動物の保護と社会秩序の維持を目指していた。

②台湾への適用とその問題

1932年に大陸で制定された「狩猟法」は、職業狩猟や娯楽狩猟を主眼としており、台湾原住民族が持つ生業としての狩猟文化とは本質的に相容れない性格を内包していた。この問題は、1945年以降、同法が台湾へ適用され始めたことにより、潜在的なものから現実的な課題へと顕在化した。

この点に関して王（2007: 280-281）は、1948年に行われた「狩猟法」の改正が、「台湾における具体的な状況に対応するかたち」であったと指摘している。しかし、1948年に公布された改正条文の内容を検討すると、この見解には再考の余地があると言わざるを得ない。なぜなら、改正条文には、原住民族の狩猟慣行に関する特例や、台湾山地社会の特殊性を考慮した条項が一切含まれていなかったためである。第3条の鳥獣分類や第5条の許可制度など、その内容は依然として大陸の法体系をそのまま踏襲したものであり、この法律は狩猟を一律に禁止するものではなかったが、許可制を基本とし、文化的実践よりも制度的・治安的管理の側面を重視するも

のであった。

この1948年の2回目の改正が行われた「狩猟法」に関して、鄭麗榕（2021: 145）は、「人や家畜に害を与える鳥獣」や「農作物や林木に害を与える鳥獣」を「いつでも狩猟して差し支えない」の対象とされていた点から、本法が基本的に人間中心主義的な利害関係を主軸としていたことを指摘している。

しかしながら、この人間中心主義的な法の中に、異なる価値観の萌芽があった可能性を指摘できる。注目すべきは、第3条において、従来の4分類に加え「希少で貴重な鳥獣（原文：珍奇鳥獣）」が新たに保護対象として明記された点である。第4条によれば、この「希少で貴重な鳥獣」は学術研究などの特別な許可がない限り、狩猟が禁止されており、これは単なる有害鳥獣の駆除や資源利用とは異なる新たな保護の視点が国家の制度に導入され始めた可能性を示唆している。

これとは異なる文脈ではあるが、同時期に、狩猟者の側から新たな動きが見られた。1950年代に設立された狩猟協会は、アメリカの保護制度を参照しつつ、「より多くの獲物が狩れるように」という持続的利用の観点から「猟場の制限によって、動物保護が可能である」と主張していた（鄭 2021: 145）。

以上の点を踏まえれば、この時期の狩猟制度は、鄭が指摘する強固な「人間中心の狩猟管理」という基盤の上に、希少価値に基づく国家の保護観と、狩猟者団体による資源の持続可能性を求める保護観という異なる動機を持つ2つの新たな視点が交錯する過渡的な構造を有していたと結論づけることができる。

③制度運用の二重構造

以上のように、1948年改正の「狩猟法」は、表面的には原住民族の狩猟文化への配慮を欠いていたが、同時期の法体系全体を見ると、より複雑な状況が浮かび上がる。1949年に中華民国政府が台湾へ移転した当初に当局が導入した狩

猟に関する法規制は、一見すると台湾における原住民族の伝統的な狩猟活動の存在を考慮していないかのように見える。事実、同年に施行された狩猟法はその内容が大陸の制度をそのまま踏襲しており、原住民族に関する特例条項は一切見られない。この法律は、狩猟を一律に禁止するものではなかったが、許可制を基本とし、文化的実践よりも制度的・治安的管理の側面を重視するものであった。

しかし、この「狩猟法」の側面だけを持って、国家が原住民族の狩猟実践を意図的に看過していたと結論づけるのは性急な判断と言える。なぜなら、1947年に制定されていた「自衛用銃器管理条例」において、原住民族による猟銃の所持・使用が法的に明文化されており、国家は別の法律を通じて彼らの狩猟実践を実質的に容認していたからである。これは、台湾山地の治安維持と情報収集という統治上の実利的な必要性を背景に、制度上は「狩猟法」で狩猟を一元的に管理しつつも、実践上は原住民族の狩猟技術を国家の補助的資源として利用するという、二重の構造が存在したことを示唆している。

このような対応は、狩猟活動を「許可」の対象として一律に制度化するよりも、現地の政治的・治安的状况に応じて柔軟に運用する実践的戦略であったと考えられる。そのため、戦後初期の中華民国政府にとって、「狩猟証書」の制度整備以上に、原住民族との協働的な関係性の維持が優先されたのであり、狩猟法の改正は必ずしも急務とされなかったのである。

④1959年施行細則の制定

1959年、「狩猟法施行細則」が改正され、初めて原住民族の狩猟活動に関する規定が条文に盛り込まれるようになった。ただし、同細則第21条は、「各省山地行政区域内の山地人民（山胞）の狩猟は、実際の状況に応じて、各省が別途定めることができる³⁴⁾」と規定しており、統一的な規制基準ではなく、地方政府の裁量に委ねる形となっていた。これにより、狩猟規制の内容

は地方政府の裁量に委ねられ、同じ原住民族であっても地域によって法適用にばらつきが生じる可能性があった。

このような法適用の地域差と制度運用の矛盾は、偶発的な現象ではない。その構造的要因として、藤井（2001：168）が指摘するように、戦後台湾の統治構造に内在する2つの特徴を挙げることができる。第1に、原住民族の課題を台湾省の管轄下に置く「地方化」であり、これにより本来あるべき「民族性」や「政治性」が希薄化された。第2に、各行政部門の権限を尊重する「専門分化」であり、これは原住民族の複合的な課題に対して省庁間の連携を阻害し、統一的な政策推進を困難にする要因となったのである。

(2) 「自衛用銃器管理条例」

前節で指摘した制度運用の二重構造を理解する上で、「自衛用銃器管理条例」の分析は不可欠である。台湾において「条例」とは、日本における条例（地方自治体が制定する自主法）とは異なり、中央政府が制定する法律の一種である。1946年に制定された「自衛用銃器管理条例」は、銃器の管理という特定の事項を規律する法律として制定された。

この条例は総則と適用範囲、申請と審査、免許と費用、銃器と弾薬の管理、違反処理と罰則、特殊銃器と軍事行政、検査と報告、附則の8つの部分に分かれ、全16条で構成されていた。その背景には国共内戦による社会の治安悪化があった。そのため、地方の治安維持を目的として、一定条件下で民間人にも銃の所有許可が与えられることとなった。

1947年に中華民国政府は、銃器管理の強化を図り、第1回目の法改正を行った。特に第6条において、銃器申請窓口の拡大と共に、猟師に対しては一般市民より多くの猟銃所有を認める特例が設けられた。また、原住民族が日本統治時代から所持していた猟銃については、第2条において「旧型銃器：自製の各種銃器に属するもの」

として分類された（杜 2023: 50）。

原住民族の猟銃は、野生動物による農作物被害を防ぐための道具であり、特にイノシシ（*Sus scrofa taiwanus*）などの害獣から農作物を守る役割を果たすとともに、狩猟活動を通じて原住民族の生計維持に不可欠な手段として認識されていた。政府はこれらの猟銃を登録・管理する制度を設け、登録済みの猟銃には一時登録証明書や銅製の識別票が発行され、弾薬の配給も行われた。さらに、1948年に行われた2回目の法改正では、登録証明書の発行費用が引き下げられ、1959年の3回目の改正では、猟師に関する例外規定が第6条第1項から独立した第7条に格上げされ、「乙種銃枝（猟銃）を毎戸2倍ないし3倍まで増やす」ことが可能となった。また、第17条では、猟師が使用する乙種銃枝に関する違反行為の罰金軽減特例も設けられた。しかしながら、登録が義務付けられていたにもかかわらず、実際には原住民族が所有する未登録の猟銃が黙認される場合も少なくなかった（范 2019: 60–61）。

これら一連の法改正は、表面的には銃器管理を強化しつつ、猟師の生業に配慮する姿勢を示している。しかし、なぜ国家は「狩猟法」という普遍的な規制を課しながらも、「自衛用銃器管理条例」を通じて、原住民族を含む狩猟者の銃器所持に例外的な道を残したのか。この法的枠組みの二重性は、戦後初期の台湾が置かれた特殊な政治的文脈、すなわち国共内戦後の共産主義勢力に対する深刻な警戒という観点から解釈する必要がある。

1945年以降、台湾を接収した国民党政府にとって、山地は二・二八事件を経て、反政府勢力や共産党スパイが潜伏しうる、統治上の「脅威の空間」として認識されていた（萬 2021: 55）。この広大で複雑な地形を国家権力のみで安全に掌握することは困難であったため、政府は山地に暮らす原住民族を単なる統治対象としてだけでなく、治安維持のための戦略的パートナーとして利用する政策的判断を下した。

この戦略的判断が、銃器管理政策に明確に反映されている。1947年に公布された「山地青年服務隊章程」は、原住民族青年を「反共防諜」のために動員し、地域の監視任務に従事させることを目的としており（臺灣省政府代電 1947: 1022-1023）、政府は原住民族の伝統的な狩猟技能と山林知識を不審者の監視や情報収集に活用し、彼らを国家の監視ネットワークに組み込むことを企図していた（顧 2019: 88-100）。范(2019: 60-61) が指摘する未登録猟銃の黙認も、厳格な銃器管理よりも原住民族との協力関係維持を優先する政策判断の現れといえる。

以上の分析から、戦後初期の狩猟に関する法規制は、決して一枚岩ではなかったことが明らかである。中国大陸の法体系を継承し、文化実践を考慮しない普遍的な「狩猟法」を「建て前」としつつも、同時に、「反共防諜」という国家的な要請から原住民族を戦略的に利用するため、彼らの猟銃所持を実質的に容認する「自衛用銃器管理条例」を「本音」として併用していたのである。この2つの法律が織りなす矛盾と緊張関係こそが、この時期の国家と原住民族との関係性を象徴している。

3.1.2 狩猟活動の管理開始期

第2章で概観した政策認識の下、この時期における原住民族の狩猟活動に関する具体的な関連法規と政策実施は、国家建設と山地地域の治安確保という二重の要請に応える形で展開された。

政府は具体的な統制手段として、猟銃の強制没収を避ける一方で、登録管理制度を導入した。この制度は、表向きは火器管理を目的としつつも、山地資源の掌握と情報収集という政治的意図を内包していた。さらに、狩猟者を「青年服務隊」へと組織化し、彼らの狩猟活動を山林の巡視・監視と結び付けることで、国家統制と生活実践の折衷的接合が試みられた。

注目すべきは、この時期には獲物の商業的利用に対する明確な法的規制が存在せず、山地経

済の自立的運営がある程度黙認されていた点である（白・林 1989; 孫 2022）。これは戦後台湾の経済復興を優先する政策的判断によるものであり、狩猟活動は原住民族の生活基盤の一部として一定程度容認されていた。

しかし、1950年代に入ると、「反共防諜」と「山地開発」が強化され、原住民族の狩猟実践は政策上の意義を徐々に失っていった。山地の秩序は、青年服務隊の活動と非原住民族による山地進入の制限措置の併用によって相対的に安定し、政府の狩猟政策は治安・開発志向へと転換を遂げた。この流れの中で、政府は同化政策の一環として、「育苗造林（原文：育苗造林）」や「定着耕作（原文：定耕農業）」などの農林事業への転換を促し、狩猟活動を段階的に生活実践から排除していった。

総じて、この時期の法的枠組みは原住民族の狩猟活動を直接禁止するものではなかったものの、統治資源として戦略的に活用しつつ、漸進的に制度的統合と生活様式の転換を進める折衷的性格を有していたといえる。

3.2 環境保護と法規制の強化(1972-1993年)

戦後初期においては、原住民族の狩猟活動は国家による治安維持および山地統制の一環として制度的に取り込まれ、「戦略的資源」として一定の管理下で存続が容認されていた。しかし、1970年代に入ると、この狩猟者像は劇的な転換を迎える。国際社会における環境保護の潮流の高まりと台湾の国際的孤立の進行という二重の圧力の中で、政府は国家の正統性を国際的に示す手段として「環境保護政策」の制度化に取り組むようになる。

この背景には、第2章で概観したように、1971年の国連脱退による外交的孤立、「十大建設」に代表される開発政策の推進、そして山地地域の市場経済化による狩猟の商業化という複合的要因があった。政府は国際的な環境保護規範への準拠を通じて、失われた国際的正統性を部分的

に回復しようとしたのである。

この政策転換は、狩猟活動に対する認識を「治安協力者の生業」から「環境破壊行為」へと根本的に変容させる契機となった。狩猟活動はもはや生業・文化的実践としての正当性を有するものではなく、むしろ「環境破壊」や「野生動物資源の乱獲」として否定的に位置付けられるようになる。この認識の転換は、1972年の国家公園法、1982年の文化財保護法、1983年の「銃砲条例」、そして1989年の野生動物保護法という一連の法制度整備として具現化された。

これらの法律は、原住民族の生活空間や文化的実践に対し、前時期とは質的に異なる明確な法的制限を課す結果を招いた。すなわち、狩猟は「戦略的容認」から「原則禁止・例外容認」へと制度的位置付けが転換し、狩猟者は「治安維持の協力者」から「環境保護上の潜在的違反者」として扱われ始めたのである。

本節では、この時期に制定・改正された主要な関連法規を時系列に沿って分析し、それぞれが狩猟活動の規制にいかなる影響を及ぼしたのかを明らかにする。特に、(1)「国家公園法」による空間的規制、(2)「文化財保護法」による文化財としての動物の保護、(3)「銃砲条例」による手段の規制、(4)「野生動物保護法」による全面的許可制への転換という4つの側面から、狩猟活動の法的地位の変容過程を考察する。

3.2.1 環境保護政策の展開

(1)「国家公園法」

①制定背景と国際的文脈

1972年に制定された「国家公園法」は、自然資源保護を推進するために導入された法律である。本法は、総則・計画と管理機構、国家公園区域の区分計画、支援保護と制限、研究と教育、財務と経費管理、法的責任と処罰、附則の8つの部分から構成され、全30条で成り立っている。原住民族の狩猟・漁撈活動に関しては、第13条第2項において「国家公園区域内で禁止される行

為」として「動物の狩猟または魚類の捕獲」が明確に禁止された。これは狩猟活動に対する初の空間的規制として重要な意味を持つ。

この法律制定の背景には、当時の国際的環境保護の潮流とアメリカからの圧力が存在していた。葉美慧(2007: 2)が指摘するように、「国家公園法」の成立と国家公園設置を促進した主要な力は、台湾の観光部門と国際社会からの圧力由来している。1960年代、国民党政府は欧米諸国から国際連合の一員として、国家公園の設立を通じた相互交流・研究を行うべきという国際的要請を受けていた。

しかしながら、1971年に台湾が国際連合から脱退したことにより、国際社会からの孤立を余儀なくされ、自然保護における国際的正当性と協力関係を喪失することとなった。1972年に制定された「国家公園法」に基づく国家公園は、当初期待されていた国際的な自然保護研究や協力の場としての意義を失い、その機能は著しく減退した。こうして法律は制定されたものの、実際の国家公園指定は約10年間停滞することになる。国際的支援を喪失した国民党政府は、自然資源保全の理念を維持しつつも、国内経済発展を優先せざるを得ず、1980年まで実質的な国家公園の指定は進展しなかった(黄 1999; 葉 2007: 2-3)。

②玉山国家公園の指定とブヌン族への影響

1984年に台湾初の国家公園である「墾丁国家公園」が指定された後、1985年に中央山脈中部で「玉山国家公園」が指定されたことにより、原住民族の生活および狩猟活動に具体的かつ深刻な影響が生じることとなった。葉美慧(2007: 81)が述べるように、玉山、太魯閣、雪霸の3つの国家公園は、いずれも遠隔地の山岳地帯に位置し、その指定範囲は原住民族の伝統的生活領域を広範に包含しているため、現地原住民族の文化的慣習を維持するために不可欠な活動に直接的な衝撃を与えた。

「玉山国家公園」はブヌン族の伝統的生活空間

を含む区域に指定されたことで、彼らの日常的狩猟活動のみならず、儀礼的狩猟活動に伴う野生動物肉の分配も厳格に制限された。例えば、ブヌン族にとって文化的重要性を持つ「耳打ち祭³⁵⁾」における儀礼的狩猟は、こうした複合的な文化的意義を体現するものであり、その制限は文化実践全体の困難化を意味した。

また、農耕地としての土地利用も、「国家公園」内の土地利用制限に抵触するため、ブヌン族の文化的小よび生活的空間を著しく圧迫する結果をもたらした(陳・薛ほか 1995: 1-20; 黄 1999)。

③空間的規制がもたらした文化的圧迫

こうした「国家公園法」による規制は、単に狩猟活動を制限しただけでなく、原住民族の生活全般に深刻な影響を及ぼした。紀駿傑・王俊秀(1998: 28)は「環境正義」の観点から、国家公園と原住民族の間の絶え間ない衝突の根本的要因の1つは、原住民族が国家公園の設立によって何らの便益も享受できないばかりか、むしろ国家公園の規制によって様々な制約を被っている点にあると指摘している。

すなわち、「国家公園法」は国際的正当性の確保という国家の政治的目的のために制定されながら、その実施過程において原住民族の生活空間を一方的に制限し、文化実践を困難にするという構造的矛盾を内包していたのである。「国家公園法」が原住民族の生活空間に対して空間的制約を課す一方、1980年代には希少動植物保護を名目とした新たな規制の波が押し寄せる。次に検討する「文化財保護法」は、「国家公園法」とは異なる論理で、狩猟活動に対するさらなる制限を加えることになる。

(2)「禁猟令」

1970年代の台湾では、国内外の複数の要因が絡み合い、政府による全面的な禁猟令の導入へと至った。その契機となったのは、主に2つの圧力であった。

第1に、国内における野生動物の商業的乱獲が

深刻な社会問題として顕在化したことである。当時、外貨獲得を目的とした野生動物、特にセンザンコウ(*Manidae*)やアオウミガメ(*Chelonia mydas*)などが標本製作用に捕獲・輸出されており、生態系への脅威が学術界や世論から強く批判されるようになった(白・林 1989)。この社会的批判の高まりは、政府に対し、野生動物保護という新たな政策課題への対応を迫る圧力として作用した。

第2に、興味深いことに、狩猟者側からの自主規制の提案という内発的な動きも見られた。狩猟活動を身体的鍛錬と精神修養の場と位置付け、軍人・政治家・外交官といったエリート層の社交空間³⁶⁾を形成していた「狩猟協会」は、資源枯渇による狩猟活動そのものの消滅を危惧し、長期的な存続を図るという戦略的判断から、政府に対し自主的な禁猟措置を提案したのである³⁷⁾。

このように、社会的批判という外圧と、狩猟者団体による戦略的自己規制という内発的動機とが合流する形で、政府は段階的禁猟政策へと舵を切ることとなった。具体的には、以下のような措置が展開された。まず、1970年10月に国貿局が27種の珍しい鳥獣を輸出規制の対象に指定した。次いで、1972年3月には、宜蘭県の蘭陽溪下流が5年間の「雁鴨保護区」に指定された。そして、同年10月、台湾全域を対象とする全面的な「禁猟令」が、初めて公布され、1975年10月には再度3年間の延長が実施された。これと並行して、台湾各地で自然保護区の設置も推進された(曾 2008: 10)。

この「禁猟令」の施行により、従来の制度下で一定の狩猟が認められていた原住民族も一律に狩猟を禁じられることとなった。第1章で論じたように、狩猟が生業・信仰体系・社会関係と不可分な文化実践である点を考慮すれば、この一律禁止は原住民族の生活基盤と文化的継承全般に深刻な影響を与えるものであった。

ただし、戴興盛・呂翊齊(2019: 36-37)が指摘するように、法執行体制の不備や野生動物取

引の規制欠如により、「禁猟令」の実効性は限定的であった。このことは、原住民族の狩猟活動が完全に消滅したわけではなく、むしろ「地下化」や「違法化」という形で継続されたことを示唆している。すなわち、禁猟令は原住民族の狩猟実践を根絶したのではなく、それを法の周縁へと追いやることで、狩猟者を「潜在的違反者」として位置付ける効果をもたらしたのである。

一方、禁猟措置はエリート狩猟者の活動にも大きな変容を促した。近代の台湾の遊猟史を研究対象とした鄭麗榕の研究によれば、狩猟者側の対応は一様ではなく、活動の継続を模索する中で、多様な展開を見せた。その一例が、活動形態の転換である。基隆市狩猟協会の創設者である呂理國は、禁猟後に「射撃委員会」を設立し、従来の動物から無生物へと標的を転換する一方、有害鳥獣を対象とする例外的狩猟の道を残すことで、新たな状況への適応を図った。他方で、活動の理念自体を転換する指導者も現れた。1960年代に狩猟会会長を務めた有力政治家の張豊緒は、1981年に「中華民國自然生態保護協會」を設立し、自ら野生動物保護と保全行政の推進者へと転身した。彼の経歴は、1960年代の狩猟推進者から1980年代の保全政策の主導者へという、エリート層内部における価値観の転換を象徴している（鄭 2021: 144-146）。

このように、1970年代の「禁猟令」は、経済的・社会的要因と狩猟者団体の戦略が交錯する中で成立した台湾の環境政策史における画期的な出来事であった。それは、原住民族の狩猟活動に対する国家的統制を構造化する端緒となったと同時に、エリート層の狩猟活動そのものを変容させ、近代的な野生動物保護体制へと至る道筋をつけた多義的な歴史的意義を持つものとして評価できよう。

(3) 「文化財保護法」

1982年に公布された「文化財保護法」は歴史、文化、芸術的価値を有する古物、古蹟、民族芸術、

民俗、自然文化環境などを「文化資産」として保護することを目的とした法律である。全61条からなる本法は、狩猟活動に関わる希少野生動物を含む「自然文化景観」を法的保護の対象に含めている。

第53条は、希少な動植物の捕獲・採取を原則禁止し、主管機関の許可を得た研究活動等のみを例外として認めている。第56条第2項では、違反者に対して3年以下の懲役、拘留、あるいは2万元以下の罰金を科すと定めており、法的制裁を通じて生態系保護の実効性を担保しようとする構造が確認できる。

以上の条文構成からは、本制度は自然環境の保護を主要目的として構築されたものである。しかし、より重要なのは、その制度設計において、原住民族の狩猟活動が持つ文化的・儀礼的意義が完全に看過された点である。

すなわち、「文化財保護法」という名称にもかかわらず、原住民族の狩猟実践それ自体は「文化資産」として認識されず、むしろ狩猟の対象となる動植物のみが「自然文化景観」として保護の対象とされた。この構造は、狩猟活動を「保護すべき文化的実践」ではなく、「保護すべき資源に対する脅威」として位置付けるものであり、原住民族の文化実践を制度的に周縁化する効果をもたらした。

こうした制度的構造の背後には、1970年代のアメリカにおける古跡保存運動および「保育 (conservation)」という理念の影響があった。これが国民党政権下の「中華文化」重視政策と結びつく形で台湾に導入された結果、環境保護と文化遺産保存の接合が試みられた。しかし、その文化観は漢人中心であり、原住民族の生活文化や生業実践に対する配慮は欠けていた。

この「文化の選別的保護」という構造は、現場において深刻な影響を及ぼした。玉山国家公園と「文化財保護法」が同時に適用されたブヌ族の居住地域では、シカ、タイワンカモシカ、キョンなどの儀礼や贈与に関わる重要な狩猟対

象が法的に規制されることとなった。これは、国家公園法による空間的規制に加え、「文化財保護法」による対象動物の規制という二重の制約として作用し、狩猟圏の縮小と文化実践の断絶を加速させた（楊 2011: 129-138; 張 2020: 206）。

以上のように、1982年に制定された「文化財保護法」は、自然および文化資源の保護を理念として掲げつつも、その制度設計においては原住民族の狩猟文化を「文化資産」として認識する視点を欠いていた。むしろ、狩猟活動は「保護すべき自然資源に対する脅威」として位置付けられ、制度的に周縁化される構造が形成されたのである。

(4) 「銃砲条例」

1980年代に入ると、台湾社会における治安悪化と銃器犯罪の増加を背景として、公共の安全維持を目的とした銃器管理の強化が急務となった。裏社会における抗争の激化や海外からの銃器流入が社会不安を煽る中、1983年に「銃砲条例」が制定された（王 2007: 285-290）。この治安対策としての銃器規制は、結果的に原住民族の狩猟活動にも深刻な影響を及ぼすこととなる。

この法律は全15条から成り、銃砲類の管理責任を明確化しつつ、違法行為に対して厳罰を科す体制を整備した。その中で第14条は、猟銃や魚槍を「生活習慣が特殊である国民の生活上の道具³⁸⁾」とする場合、その管理規則を中央主管機関³⁹⁾が定めると規定した。

この条文は、原住民族という言葉こそ使われていないものの、「生活習慣が特殊な国民」という婉曲的表現を通じて、彼らの狩猟活動が娯楽や職業ではなく生業である点を間接的に承認したものと解釈できる。しかし、この「承認」は極めて限定的かつ曖昧なものであった。

第1に、具体的な管理細則が中央主管機関によって定められたのは1997年、すなわち法制定から14年後であり、それ以前の期間においては、原住民族は法的に極めて不安定な状況に置かれ

ていた。例外規定の実効性が曖昧であったため、原住民族は法的リスクを回避すべく、自主的に伝統的猟銃の使用を控え、代替手段としてクロスボウや罟猟を選択せざるを得なかった。

第2に、より深刻なのは、こうした狩猟手段の変化が文化的儀礼に及ぼした影響である。前述したブヌン族の「耳打ち祭」に先立つ「猟銃祭儀」は、猟銃の存在を前提とした儀礼構造を持つ。法的規制により猟銃の使用が困難となった結果、祭儀の実施自体が不可能となりつつあった（宋 2007; 林 2015: 38-39）。このようにして、この法的規制は単なる狩猟方法の制限にとどまらず、文化的象徴体系そのものの解体という深層的な影響をもたらしたのである。

さらに、同時期の台湾では経済成長の加速に伴う富裕層の拡大により、輸入象牙や野生動物製品（毛皮、剥製等）の需要が高まり、密輸も深刻化していた（張 2011: 56）。こうした状況下で、狩猟に用いられる猟銃は、治安問題だけでなく環境保護や動物保護の観点からも強い社会的批判の対象となった。

1980年代末には、こうした批判的言説が社会的コンセンサスを形成し、狩猟活動に対する法的・社会的規制は一層厳格化されていくこととなる。すなわち、治安対策という枠組みに端を発した銃砲規制は、やがて環境・動物保護というより広範な正当性を帯びることで、原住民族の文化的狩猟活動を多面的に規制する構造へと展開していったのである。

以上のように、「銃砲条例」は治安維持を名目としながらも、実質的には原住民族の狩猟活動に対する手段的規制として機能した。第14条の「例外規定」は、表面的には文化的配慮を示すものの、その実効性の曖昧さと具体化の遅延により、原住民族を法的不安定性の中に置き続けた。さらに、猟銃使用の制限は、単なる狩猟方法の変更にとどまらず、猟銃を象徴とする文化的儀礼体系の解体をもたらした。

これまで検討した「国家公園法」による空間

的規制、禁猟令による全面的禁止、文化財保護法による対象動物の規制、そして銃砲条例による手段の規制という四重の規制構造は、次に検討する1989年の「野生動物保護法」において統合され、原住民族の狩猟活動に対する包括的な法的枠組みが確立されることになる。

(5) 「野生動物保護法」

1989年、環境保護および動物保護の観念が台湾社会に浸透する中、立法院は「狩猟法」の廃止を決定し、新たに「野生動物保護法」を制定した。この法律の転換は、前述した「国家公園法」、「禁猟令」、「文化財保護法」、「銃砲条例」という一連の規制を統合し、野生動物保護という包括的な法的枠組みを確立するものであった。しかし、この「統合」は原住民族の狩猟文化にとって、規制の集大成として機能することになる。

立法院は「狩猟法」廃止の理由として、近年の自然環境の変化や野生動物の生息地の減少、ならびに一部の固有種の絶滅危機を挙げており、立法文書においても「新法による保育の必要性」が明記されている（呉 2015: 175-176）。この背景には、1980年代には台湾国内で深刻化した渡り鳥の大量捕獲、サイの角やゾウの牙の密輸などがあり、台湾は国際社会から「生態系の破壊者」として、批判を浴びていた（李 2009: 73-75; 郭 2018: 35-36）。

こうした国際的非難に応じ、中華民国政府は環境保護への取り組みを対外的にアピールする必要に迫られた。さらに、当時の環境保護についての思潮が、アメリカの国立公園制度に代表される「排除型」の管理モデルに深く影響されていたことも、法規制の方向性を規定した（呂ほか 2022: 2-5; 戴ほか 2011: 21-23）。このような国内外の圧力が交錯する背景の下、「動物の違法取引阻止」と「近代的な保護体制の構築」が最優先の政策目標となったのである。

「野生動物保護法」は、台湾初の動物保護に特化した法律であり、全45条から構成されている。

台湾固有種であるツキノワグマ (*Ursus thibetanus formosanus*) やタイワンカモシカ (*Capricornis swinhoei*) などの保護を制度的に明記し、第18条および第20条において、主管機関への事前申告を条件に狩猟活動を許容する一方で、違反した場合には第32条に基づき、3年以下の懲役、拘留または3万元以下の罰金が科される旨が規定されている。

しかし、制定当初の「野生動物保護法」には、原住民族の伝統的狩猟文化に対する特別な配慮は一切盛り込まれていなかった。同法は、包括的かつ厳格な規制と刑罰による抑止を重視するあまり、原住民族の文化的実践を制度的に認識するという視点を完全に欠いていた。

立法院の議事録からは、立法委員（国会議員）の間で罰則の重さについて議論があったものの、原住民族の狩猟を文化として保障するという視点での議論はほとんど見られない。実際、立法委員の蘇火燈が「山地には多くの稀有な野生動物があり、山胞は法律を理解せずに触法してしまう可能性がある」と懸念を示し、重罰が立法趣旨に合致するのか疑問を呈したが、法務部⁴⁰代表は「稀で貴重な野生動物を保護するという行政目的を貫徹するため」として、刑罰の重さは妥当であると回答している（立法院公報 1987: 189）。

このやり取りは、当時の議論が原住民族を「法律知識の欠如によって違反を犯す可能性のある国民」として捉えており、独自の文化を持つ権利主体としては認識していなかったことを示している。さらに、1989年5月の院会審議において、「すでに協商済みで争議はない」として5分から10分で二読を完了できるという発言がなされたことは、原住民族の文化的権利に関する慎重な議論が欠如していたことを裏付けている（立法院公報 1989: 122）。これは、当時の政策優先順位、すなわち「違法取引阻止」と「国際的信頼回復」が、文化的多様性への配慮を上回っていたことを明確に示している。

以上のように、「野生動物保護法」の制定は表面的には台湾初の包括的動物保護法として国際的な環境保護潮流に応答したものであった。しかし、その立法過程においては、原住民族の伝統的狩猟文化に対する視座が完全に欠如していた。原住民族は「文化を持つ権利主体」としてではなく、「法を知らないがために違反する可能性のある国民」として位置付けられ、彼らの狩猟実践は「保護すべき文化」ではなく「規制すべき行為」として扱われた。

3.2.2 狩猟活動に対する法規制の強化期

1970年代以降、中華民国政府は国際的環境保護の潮流と国際社会での孤立を背景に、国家の正統性を内外に示す手段として環境政策を推進し始めた。これに伴い、従来は治安維持の文脈で語られてきた原住民族の狩猟活動は、「治安協力者の生業」から「環境破壊行為」へと根本的に再定義され、以下のような多層的な法規制の構造が形成された。

第1に、「国家公園法」(1972年)による空間的規制は、原住民族の伝統的生活領域を「保護区」として指定することで、狩猟活動の地理的基盤を剥奪した。

第2に、「禁猟令」(1972-1978年)による全面的禁止は、狩猟活動を一律に違法化し、文化実践を「地下化」へと追いやった。

第3に、「文化財保護法」(1982年)は、「文化」の名のもとに自然を保護しながらも、狩猟という文化実践それ自体を「保護すべき文化」の範疇から排除した。

第4に、「銃砲条例」(1983年)による手段の規制は、猟銃という文化的象徴を制限し、儀礼体系の解体をもたらした。

第5に、「野生動物保護法」(1989年)は、これら一連の規制を統合し、原住民族を「法を知らず違反する可能性のある国民」として位置付けることで、包括的な規制体制を完成させた。

こうした規制の多層化により、原住民族は自

然資源利用において一般国民と同一に扱われるようになり、その文化的特殊性は制度的に否認された。結果として、狩猟活動は文化的実践としての正当性を失い、「自然資源の掠奪」あるいは「違法行為」として国家による規制・排除の対象とされた。

さらに、この時期の制度的圧力は、狩猟活動の実践形態にも変化をもたらした。獣肉の市場価値の上昇とともに、従来の祭祀や親族間贈与を伴う集団的狩猟文化は後退し、個人による商業的狩猟や罟猟などの定点形狩猟が増加した。加えて、1950年以降の横貫公路の建設や農林辺際土地の開発計画により、低・中海抜の山林環境が大きく変容し、大型獣が奥地へと移動したことから、狩猟地も標高2000メートル以上の山岳地帯へと移行し、狩猟の実施自体が困難になっていった(張 1991: 111; 顧 2019: 166、184)。

総じて、この時期の法規制は、表向きは環境保護を目的としつつも、実質的には狩猟文化の統制と再編を志向するものであった。その結果、生業および文化実践としての狩猟活動は正当性を失い、原住民族の文化的多様性に対する制度的包摂を欠いたまま、違法行為として社会的にも制度的にも認識される傾向が強まった(戴・呂 2019: 33-54)。

このような制度的・社会的圧力の蓄積は、次節で検討する民主化期における原住民族権利運動の重要な争点を形成することとなる。表2に示した法令の変遷が、いかにして第三期における「権利承認」への要求を生み出したのか、その歴史的文脈を次節で明らかにする。

3.3 民主化と文化権としての再評価期(1994-2009年)

第2章で概観したように、1990年代以降、台湾は民主化の進展とともに、国家による法的枠組みと原住民族との関係性にも再構築の動きが見られるようになった。1994年の憲法改正(第3回)では「山胞」から「原住民」への改称が実現され、

続く1997年の憲法改正（第4回）では、「原住民族」という名称の正式な採用と、多元文化の尊重および原住民族の文化、教育、保健、政治参加、経済事業に関する国家の保障責務が明記された。これにより、従来の同化政策から多文化主義への転換が図られた。

このような政治的背景を受けて、1990年代から2000年代にかけて、「文化財保護法」、「銃砲条例」、「野生動物保護法」など、狩猟と密接に関わる複数の法律において、段階的な改正が実施されていった。本節では、それぞれの法律における改正動向を検討し、制度上の再評価がいかにして原住民族の狩猟活動に影響を及ぼしたか、特に、権利承認が実質的にどのような制約を伴っていたのかを分析する。

3.3.1 多文化主義政策下の法改正

(1) 「文化財保護法」

「文化財保護法」の運用現場においては、制度と生活実態との間の齟齬が顕在化していた。立法院での修法審議過程では、自然文化景観に含まれる野生動物の過度な増加が地域住民の生活を脅かしている事例が指摘された。たとえば、保育類に指定されているイノシシによる農作物被害やヒョウポダ (*Deinagkistrodon acutus*) による人身安全への脅威などが、太魯閣国家公園や墾丁国家公園等において深刻化していた。その結果、国家公園内での「季節性狩猟」の導入を求める意見も一部から提出された（立法院公報1992: 235-236）。

このような状況下で実施された第5次改正は、表面的には文化資源の保存および活用に向けた法的基盤の強化を意図するものであった。しかし、その内実を検討すると、原住民族の狩猟文化に対して、2つの異なる矛盾をはらんだ法的アプローチが採用されていたことが明らかになる。

一方では、この改正は、新たに「文化資産保存技術⁴¹⁾」という保護の枠組みを法的に確立した。これは、文化の継承に不可欠な「技術」そ

のものを保護する方途であり、儀礼と深く結びついた狩猟という複合的实践も、理論上はこの枠組みで保護されうる可能性があった。

他方で、改正法が実際に採用したのは、狩猟を「技術」として保護するのではなく、あくまで自然記念物保護の「例外」として限定的に扱うことであった。野生動物に関わる第83条は、以下のように修正された。

「自然記念物の採取、伐採、発掘またはその他の方法による破壊を禁止し、その生態環境を保護しなければならない。ただし、原住民族が伝統的な祭儀のために必要とする場合や、研究機関が研究、展示、または国際交換など特別な必要がある場合は、主管機関の許可を得た上でこの限りではない。⁴²⁾」(筆者訳)

この条文構造は、狩猟文化を文化遺産保護の積極的対象ではなく、自然保護における消極的例外として扱うものであった。この立法上の「選択」は、単なる法技術的な問題にとどまらない。それは、国家が「文化」（人間の実践）と「自然」（動物・環境）を本質的に分離可能な管理領域とみなし、両者の有機的関係を制度的に分断する根源的な二元論的統治様式を露呈させるものだったのである。

(2) 「銃砲条例」

前節で検討した「文化財保護法」が狩猟を自然保護の「例外」として扱ったのに対し、「銃砲条例」の改正は、猟銃を原住民族の「生活用具」として位置付けようとした点で異なるアプローチを示している。

1997年の改正では、原住民族が使用する猟銃を特殊な生活習慣を持つ国民の生活用具と位置付け、文化的背景を考慮した上で、違反行為に対する刑罰の軽減または免除を可能とする第20条、および猟銃の管理方法に関する第23条が新たに導入された。第20条では、原住民族が許可なく猟銃を生活用具として製造・運搬・所持・展示した場合の刑罰の緩和に加え、猟銃の売買・

譲渡・保管等についても同様に扱うことが定められた。

この改正の背景には、「自製猟銃⁴³⁾」が一般の猟銃と比べて性能が劣るといふ実情と、伝統的生計の維持を目的とした行為に対し一律に刑罰を科すことの不当性がある。また、従来の第19条に基づく処罰規定(後に削除)に対する緩和措置として、強制労働の適用除外も明記された。

第23条の改正では、猟銃・銃・刃物などが生活用具として使用される場合、その管理方法を中央主管機関が定めるとされた。1983年の条例制定時に未整備であった管理制度への対応として、1997年に「特殊な生活習慣を持つ国民の猟銃、銃、刃物の管理に関する実施法」が制定された(ただし2002年に廃止)。

これら一連の改正は、単なる法技術的措置ではなく、1994年の憲法増修条文第10条第11項に掲げられた「国家が多元文化を肯定し、原住民族の言語と文化の発展を積極的に保障する」という理念を法律上に反映したものである。すなわち、伝統的な生活様式や文化実践の尊重を前提に、猟銃の製造・所持・使用を刑罰ではなく行政手続で管理する制度への転換が図られた。

2001年の改正では、猟銃の所持等が刑事罰の対象から外され、行政罰として扱われるようになった。生活上の必要性から猟銃を所持する行為を処罰することは、原住民族の人権を侵害するとの判断に基づくものであり、非犯罪化の措置と位置付けられる。

2004年には、第5条の2が新設され、「自製猟銃」が相続可能な個人財産として明文化された。死亡した所有者の法定相続人のうち1名に限り、所持継続の許可を申請すれば、国による買い取り対象から除外されることが定められた。また、無許可で猟銃を所持した場合の罰金も一律2万円から、2000元以上2万円以下の幅に見直された。

2005年の改正では、違反行為が公告期間中に自主的に報告された場合、罰則を免除する例外規定が追加された。これにより、文化的背景や

生活習慣を考慮しつつ、行政罰を基軸とした柔軟な管理運用が可能となった。

以上の4回の改正に共通するのは、原住民族の文化的実践を法律の枠組みの中でどのように位置付け、生活手段の保障と公共安全の調和をいかに図るかという課題である。形式上は刑罰の緩和から非犯罪化へと進んだものの、これらの改正は一貫して猟銃を「生活上の特殊な道具」として扱うに留まり、「文化実践を支える生活手段」という次元まで踏み込まなかった。

この限界の背景には、立法、行政、司法の各段階における構造的な障壁が存在した。

第1に、国家による「自製猟銃」の定義は、安全と統制を目的とした政治的産物であり、伝統文化への承認に基づくものではなかった。この用語自体が、国民党政府が1983年に「銃砲条例」を制定し、武器独占と治安防衛を実現するため、原住民族が従来所有していた高性能な「制式猟銃⁴⁴⁾」を強制的に没収した後に、性能の劣る猟銃を指すために創出された概念であった(孫2022: 50; 杜2023: 73)。国家は安全を名目に、法的手段によって原住民族の伝統的狩猟道具を性能の低い「自製」型へと強制的に置き換えた。これは、猟銃を根本的「管理すべき客体」として位置付け、「尊重・保障すべき文化的担い手」の一部とはみなさないという国家の姿勢を明確に示している。

第2に、行政機関は技術的解釈という権限を通じて、法律が持つ文化保障の精神を制限した。内政部警政署が発布した解釈通達は、厳格な技術基準⁴⁵⁾によって、「自製猟銃」を定義し、意図的に低効率で旧式な性能と構造の猟銃に限定した(許2018: 24-25)。このような技術的制限は、表面的には公共の安全維持を目的としながらも、実質的には、立法院が原住民族に付与した非犯罪化の権利を行政命令によって、再び狭める結果をもたらした。これにより、原住民族がより安全で効率的な狩猟道具を求めた場合に、かえって法的リスクに直面することになったのである

(孫 2022: 51)。

第3に、司法の実務担当者が多元的な文化的素養を欠いていたため、法律が保障しようとした価値を実践できなかった。法律が非犯罪化の方向へ進んだにもかかわらず、裁判所が具体的な事件を審理する際、裁判官（多くが漢民族）は原住民の文化伝統への深い理解を欠いていた。その結果、狩猟行為や猟銃所持を「生活上及び文化上の道具の利用」という文脈で捉えることができず、依然として、犯罪行為として断罪する傾向が見られた（全 2010: 96）。

当時の判決書を分析した結果、2005年から2009年の間に38件もの狩猟事件が「祭祀儀礼と無関係」と判断されたことがわかるが、これは、司法の現場における文化理解の欠如を象徴している。

(3) 「野生動物保護法」

1994年に台湾は、違法な野生動物取引を理由にアメリカから「ペリー修正条項⁴⁶⁾」に基づく貿易制裁を受け、国内法制の強化を迫られた。この国際的な圧力と、国内で高まりつつあった原住民族の権利要求が交錯する中、「野生動物保護法」は重要な転換点を迎える（李 2009）。

当時の立法院公報は、この切迫した状況を如実に記録している。提案者である盧修一立法委員は、国際保護団体からの批判に加え、アメリカが「経済制裁手段」に訴える可能性に言及し、早急な法改正の必要性を訴えた（立法院公報 1994: 48）。この議事録は、1989年制定時の法律が国際基準と原住民族の権利を重視すべきだという国内の期待のいずれにも応えられていなかったという、当時の立法委員らの共通認識を明確に示している。

このような背景の下で、同年に行われた法改正では、原住民籍の立法委員による強い働きかけの結果、新たに「台湾原住民族が…伝統文化の祭典を理由に…必要がある場合」という但し書き条項が追加された（呉 2015: 179）。しかし、

この但し書きの存在は、文化的多様性への制度的な熟慮の結果というよりも、国際社会からの厳しい視線と国内の反発という2つの圧力の間で、より深刻な対立を避けるために行われた政治的妥協の産物であったと言える（郭 2003: 101-111; 張 2011: 56）。

とはいえ、この改正は国際的な保護基準に適合しつつ、原住民族の文化的多様性を形式上は尊重するものであった。だが、当時は「銃砲条例」が未改正であり、猟銃の使用は依然として刑事罰の対象であった。つまり、野生動物の捕獲は許されても、その実行手段である猟銃の使用によって処罰されるという制度的矛盾が存在していた。この結果、狩猟行為の実現は著しく制限され、文化的権利の保障という法改正の理念とは裏腹に、狩猟実践をかえって萎縮させる結果となった。

2004年には、原住民族籍の立法委員からの提案で、従前の第21条第5項が削除され、狩猟に関する申請手続等を詳細に規定した第21条の1が新たに追加された。

「原住民族が伝統文化や祭儀に基づき、野生動物を捕獲、屠殺、または利用する必要がある場合、主管機関の許可を得なければならない。（中略）その申請手続、捕獲方法、対象動物の種類、数量、捕獲期間、区域、その他を遵守すべき事項についての規定は、中央主管機関が中央原住民族主管機関と協議して定めるものとする。⁴⁷⁾（筆者訳）」と規定された。

そして、「事前申告制度」はこの時期から正式に書類手続として導入された。従前にも関連規定は存在していたが、具体的な申請方法が明示されておらず、多くの狩猟者が制度の存在自体を十分に把握できていなかった。そのため、事前申告を行わずに狩猟した者が違法とされ、逮捕される事例が相次いだ。

このような状況を踏まえ、中華民国政府は制度の明文化とともに、書類手続を通じた狩猟行為の管理を強化し、自然資源の保護と原住民

族の文化的権利の両立を図ろうとしたものである。

さらに、本規定に違反した場合の罰則においても、第51条において以下のように定められている。

「原住民族が第21条の1第2項の規定に違反し、主管機関の許可を得ずに狩猟可能な野生動物を捕獲、屠殺、または伝統文化や祭儀の目的で利用した場合、あるいは非営利目的で実施した場合には、新台幣ドル（NTD）1000元以上1万元以下の罰金に処する。ただし、初回の違反については罰則を適用しない。⁴⁸⁾」（筆者訳）

この「初犯不罰」規定は、表面的には寛容策のように見えるが、実際には原住民族を「法を知らない存在」という前提のもと、国家の法規範への段階的な適応を促す教育装置として機能している。これは、多文化主義の外観の下で、原住民族の文化実践を国家基準に適合させる制度的機能の一環と解釈できる。

この時期の「野生動物保護法」の改正は、形式的には文化的権利の保障と資源保護の調和を図るものであったが、その制度設計は依然として行政的論理と国家主導の管理枠組みに依拠しており、原住民族の実践的文化やローカルな知との間に乖離を残している。具体的にいえば、「事前申告制度」は一部の原住民族の従来から持っていた「出猟の前に、狩猟に関わる言葉を言うな」という狩猟禁忌に反するために、「事前申告制度」に従う狩猟者はほとんどいない。また、この制度設計は、文化を静態的に捉え、伝統儀礼に限定することで、日常的・動態的な文化実践を十分に包摂していない。これは、国家が原住民族の文化を「管理可能な対象」として制度化する過程において、文化の本質的な動態性と多様性を看過していることを示している。

3.3.2 「原住民族基本法（2005年）」の制定と既存法との矛盾

1990年代以降の民主化と権利承認をめぐる政

治的機運の高まりを背景に、原住民族の「自然権」（植民地支配以前から有していた権利）を制度的に承認することを目的とした「原住民族基本法」が2005年に制定された。本法は、原住民族の基本的な権利を明示し、原住民族政策の根幹をなす法律である。同法の理念は、「国連先住民族権利宣言（United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples）」が掲げる伝統知識の権利や諮問と同意の権利とも密接に対応し、国内法と国際法を接続する法的橋渡しの役割を果たしている。

本法は全34条から構成され、原住民族の基本的権利の保障、土地と資源の権利、自治と発展、社会福祉と健康保障、法律と行政保障、国際的枠組みと将来の改定という6つの部分に分かれている。

狩猟活動に直接関係する条文として注目すべきは以下の3条である。

第19条では、原住民族が原住民族地域内において、非営利目的で野生動物の狩猟、野生植物および菌類の採取、鉱物や土砂の採取、水資源の利用を行う権利を明記している。ただし、これらの行為は「伝統文化」「祭祀」「自家使用」の範囲に限定される。

第22条は、政府が原住民族地域に国家公園や生態保護区を設置する場合には原住民族の同意を得ること、さらに共同管理機構の設置を求めている。

第23条は、政府が原住民族の生活様式、慣習、資源利用方法を尊重する義務を負うことを明確にし、狩猟活動もその対象に含まれると解釈される。

原住民族の狩猟活動に対する法的制限は、近代以降、とくに戦後の台湾法制において、主に3つの側面から加えられてきた。すなわち、①猟具（特に猟銃）に関する「銃砲条例」、②対象動物に関する「野生動物保護法」、③狩猟空間に関する「国家公園法」。これらはそれぞれ異なる規範論理に基づきながらも、総体として原住民族

の狩猟文化の実践空間を大きく制限する機能を果たしてきた。

一方で、「原住民族基本法」の制定は、台湾の法体系に新たな、そしてより根源的な次元の矛盾を導入することになった。すなわち、原住民族の文化的権利を保障するという基本法の理念と、環境保護や治安維持を目的とする個別法（銃砲条例、野生動物保護法、国家公園法など）の具体的な規制が対立することとなった。法体系の中で、どちらが優先されるべきかという、法の序列をめぐる緊張関係が生まれたのである。

例えば、第19条は、「『原住民族地域内』での非営利的な狩猟」という包括的な権利を認めている。しかし、この権利を具体的に行使しようとすると、その適用範囲は既存の「国家公園法」の規制によって制限される。このように、「原住民族基本法」は、理念としては他の法律に優越するはずの基本法でありながら、その実効性が個別法の規定によって骨抜きにされるという、深刻な構造的問題を内包している。

このような基本法と個別法の階層的矛盾は、台湾の民主化過程における制度設計の根本的課題を露呈させるものであり、多文化主義的立法の限界を示す典型例として位置付けることができる。すなわち、民主化によって、文化的権利の承認が進む一方で、既存の法体系の整合性を図ることができず、結果として権利の「宣言」と「実現」の間に深刻な乖離が生じるという、現代国家が直面する普遍的なジレンマがここに表れているのである。

さらに、本法は猟具や対象動物に関する具体的規定を欠いており、その実現を既存の個別法に委ねている。このことは、前述の階層的矛盾をより顕著にしている。すなわち、「原住民族基本法」は、包括的な文化的権利を宣言しながらも、その具体的実現手段を他の法律に委ねることで、結果として、象徴的・宣言的性格にとどまらざるを得ない構造的限界を露呈しているのである。

以上の分析が示すように、1994年から2009年

にかけての「権利承認期」は、憲法改正、個別法の修正、基本法の制定という形式的な制度整備を進めた一方で、法体系内部の矛盾により、権利の「宣言」と「実現」の間に深刻な乖離を残した。次節では、この乖離が狩猟の現場に及ぼせる影響をもたらしただのかを検討する。

3.3.3 狩猟関連法規の緩和期

1990年代以降、台湾社会の民主化と多文化主義への移行を背景に、原住民族の狩猟活動に対する法規制は、形式的には緩和の方向へと転換した。1994年から1997年にかけての憲法改正、「野生動物保護法」や「銃砲条例」といった個別法の修正、そして2005年の「原住民族基本法」制定は、いずれも原住民族の文化的権利を承認する方向性を示している。しかし、この「緩和期」は、制度的な権利承認と実践における管理強化という、深刻な矛盾を内包していたのである。

「野生動物保護法」の改正では、原住民族が祭祀儀礼を目的とする場合に限り、野生動物の捕獲が認められた。しかし、その運用にあたって導入された「事前申告制」は、狩猟活動が本来持つ柔軟性や文化的禁忌と整合せず、現場では多くの狩猟者が利用できないという問題が生じた。また、「銃砲条例」の改正では、猟銃に対する刑罰が段階的に軽減され、行政罰へと移行したが、これはあくまで既存の法体系の中での微調整にとどまった。

こうした制度改正にもかかわらず、制度と実践の乖離は深刻な事態を招いた。具体的には、①事前申告制度が慣習と合わないため利用されず、②合法的な手段が限られることで狩猟活動が地下化し、③「伝統性」の認定基準が曖昧なため行政や司法の恣意的な判断を招く、といった構造的な齟齬が顕在化したのである。

筆者が1990年から2004年にかけての司法院判決書を調査したところ、法改正前後の起訴件数は表3の通りである。

これが示すように、基本法制定後の年平均摘

発件数は、制定前と比較して、「銃砲条例」違反で約3.95倍、「野生動物保護法」違反で約6.32倍と大幅に増加している。法改正後も狩猟者は法的リスクに晒され続け、むしろ法執行が強化されたことが示唆される。

このような矛盾した状況に対し、政府は2004年に「丹大地域狩猟試験計画」を実施した。これは、南投県信義郷の丹大地区において、事前申告制度の実効性を検証し、より実践的な管理方式を模索する試みであった。しかし、申請手続きの煩雑さに加え、環境保護団体からの批判もあり、全面的な解決策とはならなかった。

そして、この「緩和期」における矛盾を最も象徴するのが、2005年の「原住民族基本法」制定後の動向である。文化的権利保障を掲げた基本法が公布されたにもかかわらず、上記のデータが示すように、狩猟に関連する刑事摘発件数は減少せず、むしろ増加した。

この逆説的な事態は、以下の3つの要因によって説明できる。第1に、基本法と個別法間の法体系的矛盾により、権利の宣言が実現に結びつかなかったこと。第2に、行政機関による技術的解釈を通じた権利の制限が継続したこと。第3に、司法実務において文化的理解が欠如していたため、狩猟行為が依然として犯罪として扱われたこと。

この「緩和期」の経験は、法律上の形式的な権利承認が、必ずしも現場における狩猟活動の非犯罪化には繋がらないことを明確に示している。制度的な権利承認だけでは文化実践の保障

には不十分であり、法体系全体の整合性と運用者の文化的理解が不可欠であることが、この時期の矛盾を通じて浮き彫りになったのである。

4. 考察：狩猟者像の構築とその文化の意味

4.1 狩猟者像の歴史的変遷

本稿では、1945年から2009年までの台湾における原住民族政策と狩猟関連法規の内容の変遷を分析し、国家が構築してきた「狩猟者像」の形成・変容過程を明らかにした。

分析から明らかになったのは、戦後台湾における国家の原住民族政策が、原住民族の法的地位を「特殊化→脱特殊化→再特殊化」へと変化させたことである。そして、この国家による法的地位の変化こそが、各時代の政治的要請に応じて、「狩猟者像」を構築し、狩猟活動そのものを規制する根拠となってきた。

4.1.1 戦後初期の「治安維持者」としての狩猟者像

これは、本稿が提示する分析枠組みにおける権威主義的・管理的な第1の「特殊化」の局面に対応する。戦後初期（1945-1971年）において、中華民国政府は国共内戦後の緊迫した政治状況と山地統治という国家的要請に直面していた。二・二八事件を経て島内の秩序確保を優先課題とした国家にとって、山地は反乱分子が潜伏しうる脅威の空間であると同時に、統治のための重要な戦略的資源でもあった。

この文脈の中で、政府は原住民族の狩猟活動

表3 原住民族基本法制定前後における狩猟関連摘発件数の変化

| 期間 | 期間の長さ | 「銃砲条例」違反（年平均） | 「野生動物保護法」違反（年平均） |
|------------------------|-------|-----------------|------------------|
| 1990-2004年 （基本法制定前） | 15年間 | 25.5件（383件/15年） | 4.3件（65件/15年） |
| 2005-2009年 （基本法制定後） | 5年間 | 100.8件（504件/5年） | 27.2件（136件/5年） |
| 比較（制定後/制定前） | | 約3.95倍に増加 | 約6.32倍に増加 |

出所：筆者作成

に対し、法規制の上で、二重のアプローチを採用した。一方では、大陸から持ち込まれた「狩獵法」のように、原住民族の文化的実践を考慮しない普遍的な法規制を「建前」として掲げた。しかし、他方で、「自衛用銃器管理条例」においては猟師への特例を設けることで、原住民族の猟銃所持を実質的に容認した。この「戦略的な容認⁴⁹⁾」の背景には、彼らの山林知識や移動能力を、地域の情報収集や監視活動に利用するという明確な統治的意図が存在したのである。

この意図は、1947年に設置された「青年服務隊」の事例において、より象徴的に見て取れる。この制度は、原住民族の若者を制度的に動員し、その狩獵技能を国家の治安維持手段として活用するものであった。具体的には、隊員たちは定期的な山地巡回を通じて反共勢力の監視を担い、政府が低コストで山地資源を監視する手段として機能していたのである（李 1983: 166-168; 顧 2019: 102-103; 萬 2021: 47）。

以上のことから、戦後初期の狩獵関連法規と青年服務隊の設置という一連の政策措置は、原住民族の狩獵者を実質的に、「山地の治安維持者」として戦略的に位置付けるものであったと言えるであろう。このような狩獵者像の構築は、国家が原住民族の文化実践を統治戦略へと再編していくプロセスを示すとともに、狩獵者が、国家の協力者として制度的に包摂される一方で、「潜在的な反抗者」として警戒の対象ともなりうるという二重のまなざしのもとに置かれていたことを物語っている。しかし、1970年代以降、国際的孤立と経済発展という新たな政治状況のもとで、この狩獵者像は大きく変容することになる。

4.1.2 規制強化期の「環境破壊者」としての狩獵者像

この時期は、「脱特殊化」の局面、すなわち原住民族が一般国民と同様の法的扱いを受ける同化政策の時代に相当する。1972年から1993年に

かけて、台湾は国際的孤立と急速な経済成長という二重の圧力に直面し、国家としての正統性を再構築する必要に迫られていた。このような背景のもと、原住民族の狩獵者は法的な特殊性を剥奪され、一般国民と同じ法規範の適用を受けようになった。その結果、従来の狩獵活動は「自然環境破壊」として再定義され、国家の環境政策および資源管理の枠組みにおいて否定的に評価されるようになった。

国家の公式言説やメディアにおいて、原住民族の狩獵活動は、科学的な資源管理に反する前近代的行為として描かれ、特に密猟者という負の表象が強調された（林 2003: 75-76）。この時期に施行された「国家公園法」（1972年）、「文化財保護法」（1982年）、「銃砲条例」（1983年）、「野生動物保護法」（1989年）などの法律は、表面的には環境保護や資源管理を目的としていたが、実質的には原住民族の生活空間および文化的特殊性を考慮することなく、「普遍的な環境倫理」の名のもとに狩獵活動を「環境破壊」や「動物虐待」として一方的に断罪したのである。

さらに、山地特別措置の廃止（1982年）と経済構造の変容は、この狩獵者像の否定的構築を促進した。現金収入のために商業的狩獵へ転向すれば、「伝統からの逸脱」として、伝統的狩獵を維持しようとするれば「時代遅れ」として、それぞれ批判されるという二重の周縁化が進行したのである。

「環境破壊者」としての狩獵者像は、当時の国際社会における環境保護の高まりに呼応し、国家によって戦略的に活用された。すなわち、国際的な環境規範への準拠を示すことで国家の対外的評価を高めると同時に、国内では、資源管理の中央集権化を推進するという二重の政治的効果を発揮した。この過程で、原住民族の狩獵活動は「非文明的」、「原始的」とみなされ、原住民族の文化に対する社会的評価を著しく損なった。これにより、狩獵者の一部はその実践を隠蔽し、他の生業への転換を余儀なくされた。

他方で、こうした否定的言説への異議申し立てとして、文化的権利を主張する萌芽的な運動もまた芽生えつつあった。この運動の高まりは、次節で検討する「文化的主体」としての狩猟者像の再構築へとつながっていくことになる。

4.1.3 再評価期の「自然資源管理者」としての狩猟者像

この新たな狩猟者像の構築は、権利論に基づく「再特殊化」の試みとして捉えることができる。

1994年以降の民主化と多文化主義の進展は、国家による原住民族認識に大きな転換をもたらし、それに伴い狩猟者像もまた再構築される契機となった。1994年と1997年の憲法改正を通じて、「原住民族」の用語が導入され、その文化保護が国家の責務として明文化されると、かつて「環境破壊行為」として否定的に捉えられていた狩猟活動は、「固有の文化的実践」として再評価される素地が形成された。

この認識転換を象徴する制度的取り組みが、2004年の「丹大地域原住民による伝統文化祭儀に基づく狩猟実験計画」であり、翌2005年の「原住民族基本法」の制定である。これらの政策を通じて、狩猟者は単なる「伝統文化の担い手」という静態的な理解を超え、狩猟活動と環境保全の両立を担う知の保有者、すなわち「自然資源管理者⁵⁰⁾」として、より動態的に捉えられるようになったのである。

しかしながら、この時期の制度改革は形式的な権利承認にとどまり、実質的な狩猟活動に関わる文化実践の保障にはなお課題を残していた。このような形式的権利承認の限界は、司法判決の分析からも明らかである。「原住民族基本法」制定後の2005年から2009年にかけて、「銃砲条例」違反(504件)および「野生動物保護法」違反(136件)による摘発は減少するどころか継続的に増加しており、制度と実践の乖離が依然として解消されていない実態が浮かび上がる。とりわけ「祭祀儀礼と無関係」と判断された38件の事例は、

「伝統性」の解釈が国家機関の恣意に依存している構造を露呈している。

特筆すべきは、この時期に形成された「自然資源管理者」としての狩猟者像が、国家による文化的権利の承認と環境保全政策の両立という政策的要請に応答する形で構築された点である。この構築過程では、国家のみならず学術界・行政機関・動物保護団体といった周辺アクターも重要な役割を果たした。実際、前述した丹大地域の実験計画において、狩猟者は狩猟文化の継承者であると同時に、環境モニタリングや生態ガイドとしての役割も期待されていた。

このような狩猟者像の再構築は、確かに、原住民族の文化的な権利に一定の承認を与えるものであった。しかし、他方で、それは国家や学術界、動物保護団体といった諸アクターが描く「望ましい文化像」に適合した規範的枠組みの中で限定的な承認に過ぎなかった。すなわち、「伝統的」、「非商業的」、「環境に配慮した」といった特定の条件を満たす場合に限り、文化実践が合法性を獲得するという、制約的な文化承認の形式にとどまっていたのである。

以上、3つの時期を通じた狩猟者像の変遷を検討してきた。「治安維持者」から「環境破壊者」を経て「自然資源管理者」へという変容は、単なる歴史的推移ではなく、各時期の政治的要請に応じた国家による戦略的な構築過程であった。次節では、この構築過程が内包する構造的問題について、より詳細に考察する。

4.2 制度における「望ましい狩猟者像」の形成と批判

以上の考察を総合すれば、各時期に構築されてきた「狩猟者像」は、単なる文化的再現ではなく、国家の統治戦略と密接に連動した政治的構築物であったことが明らかとなる。国家はその時々々の政治的・社会的要請に応じて原住民族の狩猟活動実践を再定義し、それを法律や判決という形式的装置によって客観化・正統化して

きた。言い換えれば、法律や判決は単なる中立的な規範体系ではなく、特定の政治的意図に基づいた文化的表象の生成メカニズムとして機能していたのである。

とりわけ注意すべきは、国家が構築した狩獵者像が、原住民族の文化的自己理解や実践としばしば齟齬をきたしてきたという点である。国家による制度化は、狩獵文化を「静態的」かつ「断片的」に切り取る傾向が強かった。これに対し、実際の狩獵活動は「動態的」かつ「総合的」な象徴体系を有しており、この捉え方の根本的な相違が、制度上の摩擦や矛盾を生んでいたのである。

こうした制度と実践の齟齬は、各時期において異なる形で現れてきた。以下、時系列に沿って具体的な事例を検討する。

まず、第一期（1945–1971年）に設置された「青年服務隊」の事例は、この相違を象徴的に示している。国家は狩獵を「治安維持」という特定の機能に特化させ、制度的に管理可能な活動として設計した。しかし、実際の狩獵は単なる生業活動にとどまらず、祖霊との関係を軸とする儀礼実践であり、部落社会のネットワークを再構成する重要な文化的実践でもある。そのため、国家制度が期待する「治安協力者」としての狩獵者像は、多層的な文化実践の一部のみを切り取った断片的な理解に基づいていたといえる。

さらに、第三期（1994–2009年）においても、同様の問題が継続している。2005年から2009年までの司法判決で、狩獵行為が、「祭祀儀礼と無関係」という理由で有罪とされた38件の事例が確認された。これは、国家の制度が狩獵を祭祀という特定の、時間を区切られたイベントとして断片的に捉えようとするのに対し、実際の部落における狩獵は、季節変化や動物の移動、そして獲物の分配を通じた社会関係の再生産など、複数の要素と絡み合った流動的な営みであることを示している。国家が定める「伝統的」、「非商業的」、「祭祀目的」といった静態的な文化像は、

実際の動体的な狩獵実施とは根本的に重なりきらない側面が少なくないのである。

加えて注目すべきは、権威主義体制期において狩獵者像の構築主体がほぼ国家権力に集中していたのに対し、民主化以降の時期には、国家だけでなく、学术界、動物保護団体など複数のアクターがその構築に関与するようになった点である。

こうした外部的視点の多元化は、一見すると「多文化主義」による文化的包摂の進展と捉えられがちである。しかし、例えば、第三期に丹大地域で試みられた実験計画のように、各アクターが有する政治的立場に基づいて独自の「望ましい狩獵者像」（環境モニタリングや生態ガイドとしての役割）を再構成し、制度化に資するよう設計している点を考慮すれば、多文化主義そのものもまた、特定の文化理解を正統化する制度的な枠組みとして機能していることが明らかになる。

この点について、Kymlicka（1995: 108–115）も、多文化主義政策は一見中立的な文化承認の形式を取りながら、実際にはリベラルな国家の枠内で制度的に受容可能な「マイノリティ文化」を選別・構築する政治的選択に他ならないことを指摘している。したがって、台湾における狩獵者像の制度的構築もまた、多様なアクターの関与にもかかわらず、結果として特定の文化理解を前提とした制度設計として理解されるべきであると結論づけることができる。

以上の分析から、第一期と第三期における2つの「特殊化」の質的な差異は明らかである。前者が、原住民族の狩獵技術を国家の治安維持の「道具」として利用するための管理的措置であったのに対し、後者は、彼らを文化の「主体」として承認し、限定的ながらも権利を付与するものであった。しかし、後者の「再特殊化」もまた、国家や他のアクターが定義する「望ましい文化」の枠内に狩獵実践を留めようとする新たな統治の形式であり、原住民族の動態的な文化実践と

の間に新たな緊張関係を生み出すことになったのである。この緊張関係が、現代台湾における原住民族の狩猟権をめぐる課題の核心を成している。

5. 結論

本稿は、1945年から2009年までの台湾における原住民族の狩猟活動に関する法令や判決の変遷を分析し、原住民族の法的地位が「特殊化→脱特殊化→再特殊化」と変遷する各時期において、国家が治安維持や国際関係といった政治的要請に応じて、統治上の必要性に基づく「狩猟者像」を、法律や判決を通じて戦略的に構築してきた力学を明らかにした。

特に、原住民族の法的地位の変遷の中で、狩猟者は「治安維持者」、「環境破壊者」、「自然資源管理者」といった異なる像へと再定義されてきたことを明らかにした。

とりわけ重要なのは、この循環が単なる回帰ではなく、統治の客体としての「特殊化」から、権利の主体としての「再特殊化」へと、その内実が質的に転換したことである。しかも、原住民族の権利承認であったはずの再特殊化もまた、国家による文化の制度的管理の新たな形態であったことが、本稿の重要な論証の1つである。総じて「狩猟者像」の変容は、文化的実践を管理・規制する国家の統治技術と密接に連動しており、その背後には特定の政治的意図と社会的要請が存在していた。

本稿が提示した「管理的許可モデル」と「先住権モデル」という国際比較の分析枠組みに照らすと、台湾の事例は両モデルの中間的位置にありながら、実質的には、「管理的許可モデル」に傾斜した構造を示していることが明らかとなった。すなわち、2005年の原住民族基本法制定以降、表面的には先住民族の文化的権利を「先住権」として承認する形式を取りながらも、その実態は、国家による厳格な管理と条件付き許可という枠組みを維持している。この「権利承

認の形式」と「管理の実質」との乖離は、アラスカのイヌピアットに見られる国際機関による管理とも、カナダのイヌイットに見られる憲法上の先住権保障とも異なる、台湾固有の制度的矛盾を示している。この矛盾的構造こそが、現代国家による先住民族文化の制度化が持つ構造的限界を端的に表しているといえよう。

また、本稿は、制度的枠組みが期待する「管理可能な文化」と、原住民族の生活実践としての狩猟文化の間に、狩猟に関する考え方の根本的な違いが存在し、これが実践の現場において摩擦や矛盾を生み出してきた構造を浮き彫りにした。

国家の一貫した「文化」と「自然」とを分離して捉える統治的まなごしは、文化的実践と法律との構造的な相克を生み出してきた。この相克は、2016年の「文化財保護法」改正において端的に示されている。この改正により、原住民族の狩猟に関する第83条が削減され、その管理が「野生動物保護法」に一本化された。これは単なる法律上の再編ではない。むしろ、国家が「野生動物」をあくまでも自然資源として「保育」の対象とみなし、原住民族の狩猟を文化と一体不可分な実践として文化資産の保護対象とはみなしてこなかった制度的傾向を裏付ける、決定的な事例と言える。

本稿は法令と判決を中心とした分析にとどまり、原住民族自身の語りや日常実践を議論に十分に組み込んでいないという限界を抱えている。特に本稿は2009年までの時期を対象としており、2015年のTalun事件以降の変化、さらには近年推進されている部落単位の狩猟自主管理計画に対する検討は今後の課題として残されている。

また、本稿は法令や判決といった制度的な側面に焦点を当てたため、狩猟者自身が法規制や社会的変化にどのように主体的に対応し、適応し、あるいは抵抗してきたのかという、文化実践者の視点からの分析は十分に行っていない。特に、狩猟活動の継続、変容、あるいは文化復

興運動への関与といった狩猟者の能動的な側面については、今後のエスノグラフィックな研究を通じて明らかにする必要がある。

これらの動向は、制度外部からの抵抗という従来の理解を超えて、原住民族自身による制度設計への参与や、内部視点に基づく「狩猟者像」の再構築を可能にする契機ともなりうる。すなわち、国家や学界が外部から描いてきた「望ましい文化像」とは異なる、当事者自身の認識と実践に根差した狩猟文化の再定義が進行している可能性がある。したがって今後は、Talum事件以降の動向を含め、狩猟者自身の経験に基づいたエスノグラフィックな研究や、他地域の先住民族との比較研究を通じて、法制度と文化的自律とのより包括的かつ動態的な関係性を探求することが求められる。

台湾における原住民族の狩猟をめぐる法規制の変遷は、単なる文化政策の事例にとどまらず、現代国家が文化をいかに規制し、包摂し、あるいは排除するののかという普遍的な課題を社会に突きつけている。本稿の分析が示したように、真に多元的な社会の構築を目指すのであれば、国家による一方的な文化の制度化を超えて、当事者自身の実践と知識体系に根差した自主管理の可能性を探る視座が不可欠であろう。台湾における原住民族狩猟権の今後の展開は、この課題に対する一つの重要な試金石となるであろう。

注

- 1) 台湾原住民族は、無文字社会に属していた。戒厳時代においては、原住民族語を表記する際、主に、漢字の当て字が用いられていた。しかし、近年多文化主義の進展により、原住民族のみならず、閩南系漢民族においても母語をローマ字で表記する機会が広がった。その変化を通じて、各民族における母語への帰属意識が高まりつつある。本稿においても、こうした文化的背景を尊重し、原住民族に関わる用語については、初出時に日本語表記の後に、括弧でローマ字表記を併記し、以降はすべて日本語表記に統一する方針を採る。
- 2) 2013年、50代のブヌン族の狩猟者が、母親が獣肉を食べたがっていたことを理由に、祭祀儀礼の期間外に狩猟活動を行った。しかし、保育類に分類されるヤギやキョンを捕獲し、さらに使用していた猟銃が自作ではなく拾得物であったことから、警察に逮捕された。この事件に対して、ブヌン族をはじめとする他の原住民族も強い不満を示し、狩猟活動はブヌン族の伝統文化の一部であると主張した。本件を契機に、2015年に違法狩猟事件をめぐる原住民族の文化的権利に関する論争が台湾社会において巻き起こった(姚 2017: 229-231)。
- 3) 台湾における国立公園の正式名称は、1972年制定の「国家公園法」に基づく「国家公園」である。日本の「国立公園」が「自然の風景地」を対象とするに対し、台湾の「国家公園」は「史跡」などの人文的景観も指定対象に含みうる点で定義が異なる。本稿では、台湾の制度的文脈を尊重し、原則として「国家公園」の表記を用いるが、文脈に応じて「国立公園」と読み替えて差し支えない(高橋 2022: 34-37)。
- 4) 本稿における「生態保護」とは、単に国家の法律体系下における野生動物の保護を指すだけではない。それは、原住民族の伝統的な狩猟という文化的権利との間に生じる複雑な緊張関係を含意し、最終的には、資源の合理的かつ持続可能な利用を目指すという多層的な概念として捉えられる(梁 1996: 69-72)。
- 5) 「野生動物保育法」が制定された目的は、野生動物の保護、生物多様性の維持、ならびに自然環境全体の均衡を保つことにある。この法律については、3.2.1と3.3.1において、詳述する。なお、本稿においては、法律に関する専門用語について、初出時に日本語表記の後に、括弧で原文を併記し、以降はすべて日本語表記に統一する方針を採る。
- 6) 「國家公園法」が制定された目的は、国家が所有する特殊な自然景観、野生動物および遺跡を保護し、国民に対して娯楽と学術研究の機会を提供することにある。この法律について、3.2.1と3.3.1において、詳述する。
- 7) 好茶部落(クチャプンガネ)は、台湾南部の屏東県霧台郷に位置するルカイ族の集落である。元来は標高約1000メートルの山中にあったが(「旧好茶」と呼ばれる)、1974年に台湾原住民族として最後の集団移住を行い、現在の低地(「新好茶」)へと移転した。この移転は、族人たちを伝統的な獵場から引き離し、狩猟文化や山林と

- の関係性に大きな変化をもたらした（呉 2005: 8-25）。
- 8) 「狩獵法」が制定された目的は、野生動物の捕獲に関わる猟具、獵鷹などの使用に関する事項を規定することにある。この法律について、3.1.1において、詳述する。
- 9) ここでいう「非常上告」とは、日本の刑事訴訟法第454条に定められた特別な救済手続きを指す。台湾の「非常上訴」制度と同様に、確定判決に法令違反がある場合、検事総長が最高裁判所に申し立てる制度である。その目的は個別の被告の利益救済ではなく、法解釈の統一や法規違反の是正といった公益の実現にある（横井 2006: 812; 李 2013）。
- 10) 「原住民族基本法」が制定された目的は、原住民族の基本的権利を保障し、その生存と発展を促進するとともに、共生に基づく族群関係の構築を図ることにある。この法律について、3.3.2において、詳述する。
- 11) ブヌ族の作家であるセ寇・索克魯曼(2016)は、「ブヌ族には『獵人(狩獵者)』という語彙は存在せず、そのような職業分類も存在しない」と述べている。筆者が2017年にタイヤル族の南澳村落、2020年にブヌ族の坎頂村落において狩獵文化に関する調査を行なった際にも、いずれの部族の母語においても「狩獵者」に相当する語彙が全く存在しなかった。一方、獵人という呼称の使用については、特に年長者層において抵抗感が観察された。
- 12) 「自衛槍枝管理條例」が制定された目的は、国民、公務員、退役軍官および法令に基づき設立された機関、公私団体が所有する自衛銃器を、本条例に基づいて管理することにある。この法律について、3.1.1において、詳述する。
- 13) 「文化資産保存法」が制定された目的は、歴史・文化・芸術などの価値を有する文化資産を保存し、国民の精神生活の向上を図るとともに、中華文化の継承と発信を推進することにある。この法律について、3.2.1と3.3.1において、詳述する。台湾における文化財保護に関する基本法は日本の文化財保護法に相当する。
- 14) 「槍砲彈藥刀械管制條例」が制定された目的は、鉄砲、彈藥および刀械を規制することを通じて、社会秩序の維持と国民の生命・財産の安全を保障することにある。この法律について、3.2.1と3.3.1において、詳述する。なお、台湾では、条例は法律の一種である。地域性、専門性、特殊性、暫定性、過渡性の事項に関する規定については、通常「條例」と命名される。
- 15) 本稿では、台湾の「全国法律データベース」を通じて、2024年10月から2025年1月まで狩獵活動が規制されてきた法令の分析を行った。<https://law.moj.gov.tw/Index.aspx>
- 16) 本稿では、台湾立法院の法案審査過程および沿革に関する一次資料として、「法案検索システム」を2024年10月から2025年1月まで活用した。<https://lis.ly.gov.tw/lglawc/lglawkm>
- 17) 本稿では、2024年10月から2025年1月にかけて、判決書検索システムを用いて、収録された狩獵活動に関する違法判例を対象として分析を行った。<https://judgment.judicial.gov.tw/FJUD/default.aspx>
- 18) 1990年から2009年にかけての多文化主義政策のもとで、狩獵活動に関わる「銃砲条例」と「野生動物保護法」に基づく摘発件数が「原住民族基本法」(2005年)の公布前後でどのように変化したかを明らかにするため、筆者は司法判決文の調査を行った。具体的には、「原住民」「祭祀儀礼」「獵人(狩獵者)」「獵銃」「野生動物」などのキーワードを組み合わせ、判決書1088件(「銃砲条例」違反887件、「野生動物保護法」違反201件)を収集した。詳細については後述の第3章を参照されたい。
- 19) 「臺灣接管計劃綱要」の目的は、中華民國政府が台湾の統治権を引き継いだ後の一切の措置において、孫文の遺教を実行し、總統の訓示を奉じ、台湾人民の福利を力強く図り、敵の勢力を根絶することにある(臺灣省行政長官公署民政處 1946: 92-100)。
- 20) 「臺灣省山地各鄉青年服務隊章程準則」の趣旨は、山地の青年を訓練し、新生活を実践し、心身を鍛錬し学識を増進させ、国家に忠誠を尽くし、社会に奉仕することである(臺灣省政府代電 1947: 1022-1023)。なお、郷(シャン)は、台湾の行政区画の一つであり、日本の「町」や「村」に相当する。
- 21) 「臺灣省平地人民進入山地管制辦法」は山地の治安を確保し、山地人民の利益を擁護する目的をもって、制定された。
- 22) 台湾の丹大地域で、野生動物の保護と原住民族の伝統的な狩獵文化を両立させるため、科学的な調査と地域社会の参加のもとで、管理された実験的な狩獵活動を導入する計画である。この計画について、4.1.3において、詳述する。
- 23) 政府公報情報サイト：<https://gaz.ncl.edu.tw/index.jsp>

- 24) この条約の目的は「関係住民の生活条件と労働条件の改善を図り、漸進的に国の共同社会へ同化させることを通じて、人道的目的および国益を達成する」ことである。そして、この条約では保護と同化を中心とし、人為的に融合するような措置を排除すべきことも明記されている。国際労働機関（1957）「1957年の土民及び種族民条約（第107号）」
- 25) 1960年代、台湾のヒノキ市場では年間約30万立方メートルの原木が供給され、その内訳は扁柏（タイワンヒノキ）が6割、紅檜（ベニヒノキ）が4割であった。しかし1970年代に入るとその構成が逆転し、紅檜の比率が増加した。1974年には両者の比率が半々となり、以降は紅檜が増える一方で扁柏は減少し、全体の供給量も減少傾向となった（姚 2011: 86）。
- 26) 正名運動とは、台湾の先住民族が、従来の公式呼称であった「山胞」を「原住民」へと改称することを求め、それを通じて民族としての集団的な固有権利の確立を目的とした社会運動である（汪 2007: 21-22）。
- 27) 湯英伸（とう・えいしん）は、嘉義県阿里山出身のツォウ族の青年である。家計を助けるため台北へ働きに出たが、就職先のクリーニング店で長時間労働や賃金搾取、身分証の没収といった不当な扱いを受けた。ある日、酒に酔った末の衝突で雇い主一家3人を殺害し、1987年、19歳の若さで死刑が執行された。その事件に対して、台湾原住民族権利促進会（原文：台湾原住民族権利促進會）を中心に死刑の撤廃を求めて運動が繰り広げられた（楊 2022: 245-278）。
- 28) 「還我土地運動」とは、日本統治時代以降に国家政策によって大幅に縮小された伝統的領域の返還を要求するとともに、国家の土地所有権を前提とする政策に異議を唱え、原住民族固有の土地所有権の承認を目的とした社会運動である（汪 2006: 22-23）。
- 29) ここでの「部落」は、台湾語で原住民族の「集落」や「村落共同体」を指す言葉であり、日本の特定の歴史的な文脈で用いられる「部落」とは全く意味が異なる。
- 30) 大獵祭（mangayaw）は、過去における軍事的な示威を中心とした活動から、現代においては、成年儀礼、新年、除喪、そして族人の精神的結束を固めるという複数の意味合いを持つ重要な年間祭儀へと変容したものである（然木柔巴高揚 2022: 89）。
- 31) 当校の核心的な理念は、伝統的な狩獵技術の伝授にとどまらず、参加者が自然や土地との関係を築き、分かち合いの精神を生活の中で体現する「獵人精神（ハンター精神）」の育成にある。その目的は、単に狩獵技術を教えるのではなく、自然との対話を通じて、人間性を涵養し、文化と生命の価値を伝える「教育の空間」を創造することである（童 2022: 3）。
- 32) 行政院農業委員会は、農林漁業に関する業務全般を担当する官庁である。日本の農林水産省に相当する。
- 33) 内政部警政署は、日本の警察庁に相当する中央警察機関として、台湾全土における警察行政事務を所管している。その職掌は、全国の警察機関に対する指揮監督権の行使を通じて警察任務を遂行することであり、その業務範囲は一般警察、保安警察、外事警察、国境警察、およびその他各種専門警察といった全国規模の警察業務全般に及ぶ。（國家教育研究院『教育重編國語辭典修訂本』、<https://dict.revised.moe.edu.tw/dictView.jsp?ID=96176&la=0&powerMode=0>）
- 34) 「狩獵法施行細則」（1959年改正）第21条。原文：「各省山地行政區域内之山地人民狩獵、得不受本實際情形另出各該省政府訂定管理辦法管理之」（台湾省政府 1959: 331）。
- 35) 耳打ち祭の開催時期は、地域によって粟の除草作業が終わる時期が異なるため一定ではないが、通常は4月下旬から5月上旬にかけて行われる。これは、現在もブヌン族が執り行う重要な伝統儀礼の一つである。儀礼においては、村落の年配者が子供に弓矢で獣肉を射らせて、狩獵者らが射撃の練習に励む。そして、狩りで得た獲物の肉を分かち合い、獣骨や獵銃を祀ることを通じて、農作や狩獵の豊穰を祈る（陳 2015）。
- 36) 射撃競技会やジビエ料理会などのイベントが開催された。
- 37) 1972年5月25日「保護野生動物獵友禁獵三年 楊森呼籲愛護珍禽異獸」『中央日報』、第三版。
- 38) 原文：獵槍、魚槍專供生活習慣特殊國民之生活工具者。
- 39) 中央主管機関とは、特定の行政事務を管轄する機関であり、日本の「所管官庁」や「担当省庁」などに相当する。（國家教育研究院『教育重編國語辭典修訂本』、<https://dict.revised.moe.edu.tw/dictView.jsp?ID=118354&word=%E4%B8%BB%E7%AE%A1%E6%A9%9F%E9%97%9C>）
- 40) 法務部は中華民國の中央政府である行政院に属する省庁である。全国の檢察行政、犯罪防止、犯罪者の矯正、司法保護、汚職防止、行政執行、

法令に関する諮問、行政院の法律事務、および司法関係者の養成教育といった業務を所管する。日本の法務省に相当する。(國家教育研究院『教育重編國語辭典修訂本』、<https://dict.revised.moe.edu.tw/dictView.jsp?ID=33818&word=%E6%B3%95%E5%8B%99%E9%83%A8>)

- 41) 2006年に執行した「文化財保護法施行細則」第25条では、文化遺産保存技術とは、文化遺産の保存及び修復作業を行う上で不可欠であり、かつ保護する必要がある技術を指す。この定義によれば、狩猟は単なる技術ではなく、儀礼・社会関係・生態知識が複合した文化技術として位置付けられる可能性があった。
- 42) 原文：自然紀念物禁止採掘、砍伐、挖掘或以其他方式破壞，並應維護其生態環境。但原住民族為傳統祭典需要及研究機構為研究、陳列或國際交換等特殊需要，報經主管機關核准者，不在此限。
- 43) 「自製獵銃」とは、原住民族の文化伝統に本来あったものではなく、1983年の「銃砲条例」で「制式獵銃」が禁止された後に、法律上やむをえず生まれた代替的な概念である。特に1998年の行政解釈により、その構造は安全性や性能の低い旧式の「前膛槍(前装式)」に厳しく限定された(許 2018: 24-25; 杜 2023: 73)。
- 44) 「制式獵銃」とは、1983年の「銃砲条例」制定以前に、原住民族が交易や日本統治時代の貸与などを通じて使用していた。村田銃をはじめとする工場製の高性能な獵銃を指す。歴史的に見れば、こちらが原住民族の狩猟活動で実際に長く使われてきた獵銃であった(鄭 2017: 84-86; 廖 2018: 32-34)。
- 45) 当初、法律には明確な定義がなかったが、1998年の内政部警政署の行政解釈によって、その構造は、「銃口から黑色火薬を順に詰め、打撃式雷管などで爆発させる」前装式の獵銃に厳しく限定された。
- 46) 「ペリー修正条項」の正式名称は「1967年漁業者保護法に対するペリー修正条項」であり、その核心内容は、他国の行為が国際的な漁業保全計画を損なう場合や、絶滅危惧種の個体数減少につながる取引に関与した場合に、米国大統領に当該国からの商品輸入を禁止する権限を与えるものである。同法案は当初、主に漁業問題を対象としていたが、1978年にペリー下院議員の提案によってその適用範囲がすべての野生動物製品にまで拡大されたため、通称「ペリー修正条項」と呼ばれ、1994年の米国による対台湾貿

易制裁の法的根拠となった。注目すべきは、同法案が1992年にさらに改正され、輸入禁止の対象となる商品の範囲を、当初の漁業・野生動物製品から「あらゆる製品」へと拡大し、その制裁力を大幅に強化した点である(李 2009: 70-71)。

- 47) 原文：台灣原住民族基於其傳統文化、祭儀，而有獵捕、宰殺或利用野生動物之必要者，(中略)。前項獵捕、宰殺或利用野生動物之行為應經主管機關核准，其申請程序、獵捕方式、獵捕動物之種類、數量、獵捕期間、區域及其他應遵循事項之辦法，由中央主管機關會同中央原住民族主管機關定之。
- 48) 原文：原住民族違反第二十一條之一第二項規定，未經主管機關許可，獵捕、宰殺或利用一般類野生動物，供傳統文化、祭儀之用或非為買賣者，處新臺幣一千元以上一萬元以下罰鍰，但首次違反者，不罰。
- 49) この「戦略的な容認」とは、表面上は原住民族の文化実践を尊重するように見せながらも、実質的には彼らの狩猟技術を治安維持という国家目的のために利用する二重の性格を持つものであった。
- 50) 本稿における「自然資源管理者」という語は、民主化以降の台湾における制度改革および多文化政策の中で、国家および学界が「共同経営(comanagement)」の言説において原住民族の狩猟文化に期待している役割を筆者が分析的に抽出したものである。その理論的背景としては、夏禹九・林佩蓉(2011: 39)によって提示された「共同経営の理論枠組み」やPanarchyモデルなどが挙げられ、そこでは、伝統的な生態知識が自然資源の経営において重要な役割を果たすと同時に、制度的に統合され得る可能性が示されている。

参考文献

<日本語>

煎本 孝

- 1988 「アイヌは如何にして熊を狩猟したか—狩猟の象徴的意味と行動戦略」『民族学研究』53(2): 125-154。

五関美里

- 2017 「イオマンテの特徴に関する研究—その地域的比較」『昭和女子大学大学院生活機構研究科紀要』26: 43-60。

- 遠藤匡俊
1997 『アイヌと狩獵採集社会—集団の流動性に関する地理学的研究』東京：大明堂。
- 奥田進一
2025 「アイヌ民族サケ捕獲権確認請求事件」『日本大学法科大学院法務研究』22: 127-136、日本大学大学院法務研究科。
- 岸上伸啓
2012 「アメリカ・アラスカにおける先住民生存捕鯨について」岸上伸啓編『捕鯨の文化人類学』64-82、東京：成山堂書店。
- 2013 「カナダ・イヌイトのホッキョククジラ猟と先住権」『カナダ研究年報』33: 1-16。
- 2019a 「北アメリカ先住民の捕鯨の現状と課題」岸上伸啓編『世界の捕鯨文化：現状・歴史・地域性』（国立民族学博物館調査報告149）185-104、国立民族学博物館。
- 2019b 「世界の捕鯨と捕鯨に関する最近の研究動向」岸上伸啓編『世界の捕鯨文化：現状・歴史・地域性』（国立民族学博物館調査報告149）5-30、国立民族学博物館。
- 佐藤幸人
2001 「第10章台湾」葛見雅之著『経済の発展・衰退・再生に関する研究会』238-267、財務省。
- 高橋孝治
2022 「国立公園法制定経緯および国立公園の定義の日中台比較」『観光振興研究』2(3): 33-41。
- 陳 元陽・薛 孝夫他
1995 「玉山国家公園内のブヌン族の生活と国家公園に対する意識」『九州大学農学演習林報告』73: 1-20。
- 張 海燕
2020 「台北における近代化遺産の保存と活用の両立」『名城論叢』20(4): 203-224、名城大学。
- 野林厚志
2011 「第5章台湾原住民族の文化的営為としての狩獵活動」松井健他編『グローバリゼーションと〈生きる世界〉：生業からみた人類学的現在』167-205、東京：昭和堂。
- 馬淵東一
1974 「ブヌン族における獣肉の分配と贈与」『馬淵東一著作集第一巻』東京：社会思想社。
- 横井秀明
2006 『図解による法律用語辞典』東京：自由国民社。
- 汪 明輝
2006 「台湾原住民族の回顧と展望—加えてツォウ族の運動体験について—」『立命館地理学』18: 17-28、立命館地理学会。
- <英語>
Kymlicka, Will
1995 *Multicultural Citizenship: A Liberal Theory of Minority Rights*. Oxford: Clarendon Press.
- <中国語>
乜寇・索克魯曼
2016 「從王光祿狩獵事件、漫談布農族食物主權的想像」『新使者』152: 34-41、台北市：財團法人台灣基督長老教會宣教基金會。
- 王建臺・姜穎
2012 『布農族的狩獵：歷史、空間與權利』南投：國史館台灣文獻館。
- 王皇玉
2007 「文化衝突與台灣原住民犯罪困境之探討」『臺大法學論叢』36(3): 255-304、國立臺灣大學法律學院。
- 白安頤・林曜松
1989 「台灣野生動物保育史」『林業特刊』20：吳海音翻譯、台北：行政院農業委員會。臺灣省政府。
- 立法院
1989 『立法院公報』78(35): 98-130。
1992 『立法院公報』81(35): 235-236。
1994 『立法院公報』83(18): 48-83。
- 平英驊
2017 「布農族獵人的狩獵文化敘事：一個自傳式民族誌」國立中正大學台灣文學與創意應用研究所修士論文。
- 全皓翔
2010 『台灣原住民族狩獵權之研究：布農族、排灣族個案探討』國立東華大學民族發展研究所修士論文。
- 呂翊齊・裴家騏・戴興盛
2022 「原住民族狩獵自主管理機制的架構與展望」『臺灣原住民研究』15(1): 1-42、國立東華大學原住民族學院。

- 呂翊齊
2025 『文化、權利與治理：原住民族狩獵制度之爭論與轉型』國立東華大學自然資源與環境學系博士論文。
- 阮俊達
2015 『台灣原住民族運動的軌跡變遷（1983-2014）』國立台灣大學社會學研究所修士論文。
- 宋玖琪
2007 『國家公園法的施行與區內原住民衝突關係之變化－以玉山國家公園為例』國立嘉義大學森林暨自然資源研究所修士論文。
- 吳志強
2015 「尋求原住民族基本法與野生動物保育法間規範衝突的緩衝地帶－以『違規性意識之可能性』的視角淺析」『東吳法律學報』27(2): 173-222、東吳大學法學院。
- 吳培華
2005 『布農族狩獵文化之探討－以東埔為例』國立清華大學人類學研究所修士論文。
- 吳雯菁
2005 『再見/再現獵人——一個魯凱族部落的獵人意涵探索』國立台灣大學森林學研究所修士論文。
- 李亦園
1983 『山地行政政策之研究與評估報告書』台北：中央研究院民族學研究所。
- 李沛英
2009 『美國培利修正案制裁對台灣保育政策的影響』國立台灣大學森林環境暨資源學研究所修士論文。
- 李春福
2013 『非常上訴制度之研究－從繼受與生成觀點論起』東吳大學法律博士論文。
- 杜佳訓
2023 『原住民族狩獵權之分析－以司法院釋字第803號解釋為中心』國立台北教育大學教育經營與管理學系文教法律修士論文。
- 美代·谷木·母那烈
2010 『「狩獵，非去不可？」－阿美族太巴塢部落的狩獵活動』國立東華大學族群關係與文化研究所修士論文。
- 林岳青
2015 『我國槍枝管制政策法制之研究－兼論原住民自製獵槍管理』中央警察大學公共安全研究所修士論文。
- 林益仁
2003 「原住民狩獵文化與動物解放運動可能結盟嗎？－一個土地倫理學的觀點」『中外文學』32(2): 73-102。
- 林潤宜
2006 『福山部落泰雅族人之狩獵行為』國立台灣大學森林環境暨資源學系修士論文。
- 范鞍稷
2019 『部落慣習與刑法規制－聚焦於原住民族文化實踐的新樣態』國立政治大學法律學系修士論文。
- 姚志明
2017 『原住民狩獵文化與法制之衝突－兼論布農獵人王光祿案』輔仁大學法律學系修士論文。
- 姚鶴年
2011 「台灣林業歷史課題系列之（九）－台灣百年林業之軌跡（1895-2000）」行政院農業委員會林務局編『台灣林業雙月刊』37(1): 81-89、台北：行政院農業委員會林務局。
- 紀駿傑·王俊秀
1998 「環境正義－原住民與國家公園衝突的分析」『山海文化雙月刊』19: 86-104、台北：中華民國台灣原住民族文化發展協會。
- 胡芷綾
2014 『國家恐怖主義－以台灣白色恐怖為例』國立中正大學戰略暨國際事務研究所修士論文。
- 夏禹九·林佩蓉
2011 「原住民與自然資源經營－共同經營的理論框架」『臺灣原住民族研究』4(1): 39-66、國立東華大學原住民族學院。
- 孫志強
2022 『台灣原住民族傳統狩獵文化與我國現行法制之研究』國立中正大學法律學系碩士在職專班修士論文。
- 浦忠勇
2018 『原蘊山海間－臺灣原住民族狩獵暨魚撈文化研究』台北：原住民族委員會。
- 高德義
2020 『族群治理、發展與人權－解/重構台灣原漢關係』國立東華大學原住民族學院。
- 梁秀芸
1996 『太魯閣群的狩獵文化與現況－花蓮縣秀林鄉為例』國立東華大學自然資源管理研究所修士論文。

- 許明正
2018 『槍枝取得與狩獵方式之轉變：一個泰雅族部落的狩獵民族誌』國立清華大學人類學研究所碩士論文。
- 郭子熒
2018 『論臺灣野生動物貿易管制規範之革新：國際與比較法的觀點』國立臺灣大學法律學院法律系修士論文。
- 郭乃菱
2003 『從國際公約論我國野生動物保育法之法制與實踐』東吳大學法律學系修士論文。
- 郭秀岩
1975 「山地行政與山地政策」中央研究院民族學研究所編『中央研究院民族學研究所季刊』40: 97-106、台北：中央研究院民族學研究所。
- 陳秀如
2015 『布農族射耳祭的沿革與族群意識的關係—以花蓮縣卓溪鄉為例』國立臺灣師範大學國文學系修士論文。
- 張均
1991 『泰雅族北勢群山胞的生活空間—以苗栗縣泰安鄉象鼻村為例』國立臺灣師範大學地理研究所修士論文。
- 張志誠
2017 「布農族獵人實踐的變遷：以高雄市桃源區郡社群為例」國立臺東大學公共與文化事務學系南島文化研究修士論文。
- 張瓊文
2011 『野生動物保育與原住民族狩獵文化保存之衝突—以野生動物保育法第二十一條之一違憲審查為中心』輔仁大學法律學研究所修士論文。
- 然木柔巴高揚
2022 「Pinuyumayan卑南族大獵祭」原住民委員會編『原住民族各族歲時祭儀撰述內容』75-91、新北：原住民委員會。
- 黃躍雯
1999 「國家公園法訂定過程之意識形態分析」『國立臺灣大學理學院地理學系地理學報』25: 45-60、台北：臺灣大學地理環境資源學系。
- 萬育莘
2021 『上帝捷足—先登戰後初期山地管制下的傳教管理（1945-1960）』國立政治大學台灣史研究所修士論文。
- 葉美慧
2007 『我國國家公園法及經營管理缺失之探討』
- 曾華壁
2008 「臺灣的環境治理（1950-2000）—基於生態現代化與生態國家理論的分析」『臺灣史研究』15(4): 121-148、台北：中央研究院臺灣史研究所。
- 童愉
2022 『從「獵人」到「鐵人」之當代原民性—台東拉勞蘭獵人學校成員的認真休閒及身體實踐』國立東華大學族群關係與文化學系修士論文。
- 楊敏夷
2022 「湯英伸事件中文學與社會運動互動研究」『淡江中文學報』47: 245-278、新北：淡江大學中國文學學系。
- 楊登凱
2011 『台灣保護動物法制之演進—探索法律對動物管制或保護之歷史』國立臺灣大學法律學研究所修士論文。
- 詹素娟
2019 『典藏台灣史（2）—台灣原住民』台北：玉山社。
- 廖希正
2018 『槍枝在臺灣原住民社會中的傳佈、受容與官方管制（1700s-1920）』國立臺灣大學歷史學系修士論文。
- 廖朝明
2002 『國家公園與原住民衝突之分析—以棲蘭國家公園之設立與當地泰雅族原住民之互動關係為例』佛光人文社會學院政治學研究所修士論文。
- 鄭川如
2017 「王光祿原住民自製獵槍案：最高法院104年度台上字第3280號刑事判決評釋」『法令月刊』68: 9、75-92、臺北：世新大學。
- 鄭麗榕
2021 「近代臺灣休閒狩獵史」『台灣史研究』28(4): 121-162、台北：中央研究院臺灣史研究所。
- 蔡瓊蘭
2014 『臺灣原住民作家文學作品中的狩獵文化—以霍斯陸曼·伐伐為例』國立中正大學台灣文學研究所修士論文。
- 臺灣省行政長官公署民政處
1946 「台灣接管計畫綱要」臺灣省長官公署民

政處編『臺灣民政第一輯』92-100、台灣省行政長官公署民政處。

臺灣省政府代電

1947 「臺灣省山地各鄉青年服務隊章程準則」
『臺灣省政府公報』1022-1023。

台灣省政府

1949 『台灣省政府公報：卅八年冬字第三十六期』499-500。

1959 『台灣省政府公報：四十八年冬字第二十六期』330-338。

戴興盛・呂翊齊

2019 「國家自然資源管理體制下的再共有化—臺灣野生動物共管制度的興起與最新趨勢」『Journal of Local History and Culture』22: 33-54、Journal of Local History and Culture。

戴興盛・莊武龍・林祥偉

2011 「國家野生動物保育體制、社經變遷與原住民狩獵：制度互動之太魯閣族實證分析」『臺灣政治學刊』15(2): 3-66、台北：台灣政治學會。

藍姆路・卡造

2008 『吉拉米代部落獵人的身體經驗與地方知識』國立東華大學族群關係與文化研究所修士論文。

藤井志津枝

2001 『台灣原住民史政策編』南投：臺灣省文獻委員會。

顧恒湛

2019 『再殖民、地緣政治與抵抗—戰後臺灣原住民族形塑之研究（1945～1984）』國

立政治大學台灣史研究所博士論文。

<新聞記事>

中央日報

1972 「保護野生動物獵友禁獵三年 楊森呼籲
愛護珍禽異獸」（5月25日）『中央日報』、
第三版。

<オンライン>

經濟産業省「ワシントン条約（CITES）」https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/index.html（2025年6月1日最終閲覧）

国際労働機関（1957）「1957年の土民及び種族民条約（第107号）」<https://www.ilo.org/ja/resource/1957年の土民及び種族民条約（第107号）>（2025年6月17日最終閲覧）

司法院裁判書系統 <https://judgment.judicial.gov.tw/FJUD/default.asp>（2025年6月20日最終閲覧）

政府公報資訊網 <https://gaz.ncl.edu.tw/index.jsp>（2025年6月20日最終閲覧）

教育部重編國語辭典修訂本 <https://dict.revised.moe.edu.tw/search.jsp?md=1>（2025年9月25日最終閲覧）

立法院議事及發言系統 <https://lis.ly.gov.tw/lylgmeetc/lgmeetkm>（2025年9月25日最終閲覧）

2025年8月29日 受付

2025年11月17日 採択決定